

第2編 震災

第1章 予防対策

第1節 建築物、施設等の耐震性の向上

最近、建設されている本町の公共施設は、耐震性及び耐火性を考慮して設計・施工され、安全性が高められている。しかしながら、老朽化施設あるいは、防災対策上建替えが必要と思われる施設もある。

公共施設は、町民の日常生活上重要な役割を担っており、災害時には、避難、救護、復旧対策上の重要な拠点ともなる。したがって、耐震性の強化と不燃化の促進を計画的に実施する必要がある。また、併せて防災関係設備の充実を図ることも重要である。

第1 町所有建築物の耐震性の向上

1 役場庁舎（政策財政課）

(1) 防災対策上の計画

耐震診断を実施し、診断の結果に基づき必要な耐震補強工事を行うことにより、建物の所用の耐震性能を確保する。（昭和55年建築部分）

建築基準法に基づく耐震、耐火構造となっている。諸法規の改正及び耐震基準の調査研究に留意し、防災関係設備の充実に努める。（平成4年増築部分）

2 出張所、ふれあいセンター、今宿コミュニティセンター（総務課）

(1) 防災対策上の計画

建築基準法に基づく耐震、耐火構造となっている。諸法規の改正及び耐震基準の調査研究に留意し、防災関係設備の充実に努める。

3 総合福祉センター（高齢者支援課）

(1) 防災対策上の計画

消防法に基づく自動火災報知設備、非常警報設備、屋内消火栓設備、消火器、連結送水管等は設置済みである。諸法規の改正及び耐震基準の調査研究に留意し、防災関係設備の充実に努める。

4 幼稚園、小・中学校（教育委員会・教育総務課）

(1) 防災対策上の計画

鳩山幼稚園は、平成8年度事業で鉄筋コンクリート造に改築されたところである。小・中学校の校舎及び屋内運動場は、非常災害時に避難所として使用されるなど重要な役割を担っており、建築基準法の新耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された校舎及び体育館については、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく、耐震診断の結果により必要な耐震補強工事を行い、平成20年から22年にかけて耐震性能を確保したところである。

5 文化会館、中央公民館及び分館（教育委員会・生涯学習課）

(1) 防災対策上の計画

耐震診断を実施し、診断の結果に基づき必要な耐震補強工事を行うことにより、建物の所用の耐震性能を確保する。

6 図書館、町民体育館（教育委員会・生涯学習課）

(1) 防災対策上の計画

耐震診断を実施し、診断の結果に基づき必要な耐震補強工事を行うことにより、建物の

所用の耐震性能を確保する。

7 給食センター（教育委員会・教育総務課）

(1) 防災対策上の計画

耐震診断を実施し、診断の結果に基づき必要な耐震補強工事を行うことにより、建物の所用の耐震性能を確保する。

8 亀井農村センター（産業振興課）

(1) 防災対策上の計画

防災関係設備の充実や防災上の処置について今後検討を進めていく。

9 農村活性化施設（産業振興課）

(1) 防災対策上の計画

施設の性格上、不燃化を図ることは困難であるが、関係設備の充実を図るなど防災上の処置を積極的に進めていく。

10 埼玉県立鳩山高等学校

(1) 防災対策上の計画

建築基準法に基づく耐震、耐火構造となっている。諸法規の改正及び耐震基準の調査研究に留意し、防災関係設備の充実に努める。

11 東京電機大学鳩山校舎体育館

(1) 防災対策上の計画

建築基準法に基づく耐震、耐火構造となっている。諸法規の改正及び耐震基準の調査研究に留意し、防災関係設備の充実に努める。

【資料編 2-1-1「公共施設一覧表」】

第2 一般建築物等の耐震性の向上

1 東京電力株式会社 埼玉支店川越支社・熊谷支社

(1) 電気施設の現況

ア 変電設備

建物については、建築基準法による耐震設計によるとともに、機器については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」（日本電気協会著 J E A G 5003）により耐震強度を確保し、地震時における設備の安全確保に努めている。

イ 送電設備

鉄塔及びその基礎は、風圧による応力が、建築基準法施行令に示されている水平震度を超えているため、特に地震時の過重については考慮していない。ただし、軟弱地盤の特殊基礎については、地震力を配慮している。

ウ 配電設備

氷雪、風雨及び水平張力による過重が、地震力の影響より大きいため、設計は電気設備技術基準（通産省令）によっている。

(2) 計画目標

各設備ごとに、地震に対する科学的な解析を充分に行うとともに、従来の経験を生かして、万全の予防措置を講ずる。

具体的には、次の耐震方針に基づき実施する。

設 備	構造物	設 計 方 針
変電設備	機 器	水平震度によるが、特に上部が重い構造物については動的分析を行う。
	建 物	建築基準法による。
送電設備	鉄 塔	電気設備技術基準(通産省令)による。
配電設備	電 柱	同上

(3) 事業計画

全体計画、実施計画とも「電気施設の現況」に準じ、実施する。

2 坂戸ガス株式会社

(1) 災害発生時の受付・連絡処理体制

ア 平 日

組織系統図による。

イ 祝祭日・休日・夜間

(ア) 4名の保安要員が常時待機・対応

(イ) 災害規模に応じ、緊急連絡により1次、2次、3次、4次出動体制とする。

(ウ) 地震時の対応は、震度4で自主点検、震度5弱以上で自動出動体制とする。

(2) 施設の設置基準等

ア ガス供給設備

ガス事業法の省令に定める「ガス工作物の技術上の基準」及び道路法、消防法等諸法規に基づき設計、施工されている。

イ 巡視、点検、検査

ガス事業法に定める保安規程に基づき実施している。

(3) 耐震関連諸施策

ア 地震計の設置（S Iセンサー）：本社1台、鳩山1台

イ 感震遮断ガスメーターの取付：家庭用ガスメーターは震度5強で自動遮断

ウ 経年ガス管の入れ替え：計画的に地震に強いポリエチレン管に入れ替える。

(4) 防災訓練

ア ガスを供給している地域の自治体が主催する防災訓練に参加する。

イ 埼玉県ガス協会が主催する防災訓練に参加する。

ウ 保安規定の定めにより、自社で防災訓練を計画・実施する。(1回/年)

3 東日本電信電話株式会社 埼玉支店

(1) 電気通信設備の災害予防と事前の備え

地震等の災害時において電気通信サービスを確保するため、平時から設備の防災構造化を実施するとともに、地震等の災害が発生した場合には早期復旧を図るため、組織・要員・資機材及び輸送力等の万全の体制を期する。

(2) 電気通信設備防災計画等

- ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
- イ 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - (ア) 主要な伝送路を多ルート構成またはループ構成とする。
 - (イ) 主要な中継交換機を分散配置する。
 - (ウ) 通信ケーブルの及び地中化を推進する。
 - (エ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
 - (オ) 公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。
- ウ 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保する。
- エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
- オ 災害復旧及び被災地における情報流通についてお客様、国、地方自治体、ライフライン事業者と連携を図る。

第3 上水道施設の耐震性の向上

1 水道施設防災計画

(1) 施設の現況

水道施設は強度、水密性を特に要求され、耐震設計については、日本水道協会の「水道施設耐震工法指針・解説」の基準に基づいている。地震被害については、配水管等の折損及び継手部の漏れが想定される。

【資料編 2-1-2「水道施設一覧表」】

(2) 計画の方針

水道施設の常時監視、点検を強化して保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備補強の施策を実施する。

(3) 事業計画

- ア 常時監視を行い保全に努める。
- イ 配水管の布設及び布設替にあたっては、管種の選定や継手部の耐震性に重点を置き安定供給を図る。

第4 下水道施設の耐震性の向上

1 下水道施設防災計画

(1) 施設の現況

ア 公共下水道組合

【資料編 2-1-3「下水処理施設一覧表」】

イ 農業集落排水施設

【資料編 2-1-4「農業集落排水処理施設一覧表」】

(2) 計画目標

- ア 中継ポンプ場、終末処理場の電力供給停止を想定し、自家発電装置の点検、整備に努めるとともに、その充実を図っていくものとする。
- イ 処理場、ポンプ場は耐震構造とし、地震災害に備えるものとする。
- ウ 処理施設及びマンホールポンプ等施設の災害対応計画を策定する。

(3) 事業計画

自家発電装置及び耐震構造の整備を積極的に進めるものとする。

第5 道路施設の耐震性の向上

1 現況

地震による道路の被害は、洪積層地域では亀裂、陥没、沈下及び隆起が考えられ、高盛土部では地すべり、地くずれ、また切り土部及び急傾斜地においては土砂崩落及び落石等が考えられる。さらに、これらの現象に伴い道路附帯構造物の破壊も予想される。しかし、本町は台地型の丘陵地を中心とした地形であり、起伏も緩やかで地盤も比較的強固であることから大規模な道路被害は起こりにくいと考えられる。

2 計画

道路施設の防災対策としては、特に落石等による危険性のある箇所について、法面保護工及び防護柵等の整備を図り、震災時の避難、緊急物資の輸送に支障のないように努める。

第6 河川、砂防、治山及びため池施設の耐震性の向上

1 河川

(1) 全体計画

河川は、震災時には貴重なオープンスペースとしての役割を担っている。

このため、河川延焼防止のための延焼遮断帯や避難地、避難路として積極的に活用する。

また、地震に起因する堤防の沈下による浸水被害を回避するための堤防の耐震性向上や河川水を緊急時の消火・生活用水として確保するため水源地までの通路確保などの河川整備を実施するものとする。

(2) 河川の現況

町内には、国管理(直轄)の越辺川以外に県管理の鳩川、唐沢川と準用河川の大橋川、黒石川、泉井川、内川などの河川が流れている。町は、準用河川で破堤による危険性の高い河川については、災害に備え、強化・整備していくものとする。町内河川の現況については、図1-1-1 河川現況図による。

2 砂防施設等

(1) 全体計画

大地震により山がゆるみ、その後の降雨によって大規模な土砂流が発生するおそれがある。

このため、荒廃溪流については、砂防ダム及び流路工の整備を推進し、土石流防止、溪流の縦横浸食防止を図り、被害を未然に防止するとともに、既設工作物については、常時点検を行い、設備の機能の維持に努めるものとする。

3 治山施設

(1) 全体計画

山腹崩壊地及び山腹崩壊危険箇所に対しては、土留工等の基礎工を施工した上、山腹斜面を早期緑化し、山腹崩壊による被害を防止する。既設工作物は点検を実施して亀裂や洗掘部に対しては早急に補修を実施するものとする。

なお、これらは治山事業として危険度の高いものから逐次実施するが、日頃から亀裂の発生等異常の早期発見に努めるとともに、住民に対し浮石の除去等の予防措置の普及啓発を行

うものとする。

(2) 短期計画

町は、山腹崩壊地、山腹崩壊危険箇所、荒廃溪流及び荒廃の兆しのある溪流に対し災害防止のため、治山事業による対策工事を実施するものとする。

4 ため池・調整池

(1) 全体計画

町は、ため池・調整池及付帯施設が老朽化し、堤防等の決壊で下流地域に被害が発生するおそれのあるものについて調査し、緊急度の高い順に改修工事等を実施するものとする。

第2節 地震火災等の予防

第1 地震に伴う出火の防止

1 一般火気器具からの出火防止

災害時におけるガスコンロや灯油ストーブ等の火気器具からの出火を防止するため、災害時には火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。また、過熱防止機能や耐震自動ガス遮断装置の付いたガス器具の普及に努めるとともに、これらの装置が災害時に正常に作動するよう管理の徹底を図る。さらに、灯油ストーブ等については、耐震自動消火装置が普及しているが、管理不良のためタールの付着や異物の混入等により装置が作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。

電熱器具、電気機器、屋外配線等による火災を防止するため、加熱防止機能等の一層の普及を図るとともに、災害発生後はブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

2 化学薬品からの出火防止

化学薬品を保有する学校や研究機関に対し、混合混触による出火の危険性のある化学薬品については、分離して保管するなど適切な管理を指導する。

また、引火性のある化学薬品については、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

第2 初期消火体制の充実強化

1 地域住民の初期消火力の強化

町及び防災関係機関は、地域住民による初期消火が行われるよう、地域の自主防災体制の充実と活動力の一層の向上を支援するとともに、住民による消火器消火、バケツリレー等の消火力を高め、消防組合及び消防団等と一体となった火災防止のための活動体制を確立する。

2 事業所の初期消火力の強化

町及び防災関係機関は、災害発生時に事業所が独自で行動できるよう自主防災対策の強化を指導する。また、従業員及び周辺住民の安全確保のため、初期消火等について具体的な対策計画の策定を推進する。

3 地域住民と事業所の連携

町及び防災関係機関は、住民に対し計画的かつ効果的に防災教育や防災訓練を行い、住民の防災行動力の向上を図るとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を進める。

第3節 危険物取扱施設の安全化

危険物施設等は、災害の発生により大規模な二次災害を誘発する危険性が高いため、自主保安体制の強化、施設自体の耐震性の強化及び安全性の向上等の防災対策を推進する。

第1 消防法に定める危険物施設の予防対策

町は、消防法に定められた危険物施設の実態把握に努めるとともに、法令に基づく規則の強化、事務所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

第2 高圧ガス施設の予防対策

町は、高圧ガス施設の実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事務所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

第3 毒劇物取扱施設の予防対策

町は、毒劇物取扱施設の実態把握に努めるとともに、配管及び貯蔵施設の耐震化等に重点を置き、法令に基づく規則の強化、事務所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

第4 火薬類施設の予防対策

町は、火薬類施設の実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。

第5 危険物施設の状況

町内の危険物施設の状況は、【資料編 2-1-5 「危険物施設一覧表」】のとおりである。

第2章 応急対策

第1節 応急活動体制

町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町内の区域を管轄し、又は管轄区域内の災害応急対策について、責任を有する機関は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織（以下「災害応急対策組織」という。）に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策組織の活動に協力するものとする。

第1 活動体制

1 町の活動体制

(1) 責務

町は、町内に災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、近隣市町村、県及び指定地方行政機関並びに町に関係のある公共的団体及び町民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

(2) 活動体制

ア 組織、配備体制

町は、(1)の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。この場合における町の災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県に準ずるものとする。

イ 災害救助法が適用された場合の体制

町は、町内に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事項を補助するものとする。この場合における町の救助体制についても、県の指導によりあらかじめ定めておくものとする。

2 指定地方行政機関等の活動体制

(1) 責務

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は町の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び町防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等並びに防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

イ 職員の派遣

町災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、

指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

第2 配備体制

1 配備体制基準

災害時における職員の配備基準及び配備対象者は、以下のとおりとする。

配備体制	配備基準	活動内容	配備対象職員
待機体制	原則として町内に震度4の地震が発生した場合 (夜間・休日等の勤務時間外は配備対象職員は自主参集)	情報収集を行い得る体制	総務課防災担当者
初動体制	原則として町内に震度5弱の地震が発生し被害が予測される場合 (夜間・休日等の勤務時間外は配備対象職員は自主参集)	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	各課局長以上の者
緊急体制	原則として町内に震度5強の地震が発生した場合 (夜間・休日等の勤務時間外は配備対象職員は自主参集)	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	各主幹以上の者
非常体制	原則として町内に震度6弱以上の地震が発生した場合 (夜間・休日等の勤務時間外は配備対象職員は自主参集)	組織及び機能の全てを挙げて活動する体制	全職員

※現場等管理に従事している職員については、配備職員以外であっても状況に応じて自主参集して災害に対応していくものとする。

初動体制及び緊急体制は、災害対策本部を設置しないで、通常の組織をもって災害対策活動を推進するものとする。

非常体制は、災害対策本部を設置して、災害対策活動を推進するものとする。

2 配備体制の決定

(1) 待機体制、初動体制

総務課長が状況を判断して決定する。

(2) 緊急体制、非常体制

総務課長が町長の承認を得て決定する。

(3) 決定者不在の場合

総務課長が不在の場合は、次の職責の者が代理を務め、速やかに配備体制を決定するものとする。

3 初動体制及び緊急体制時の対応

初動体制及び緊急体制時には、通常の組織をもって災害に対応するが、災害情報の収集・伝達等については、災害対策本部設置時に準じて行うものとする。

4 夜間・休日等の勤務時間外における体制

(1) 日常の体制

ア 昼間（午前8時30分から午後5時15分）においては、職員の日直体制をとっている。

イ 夜間（昼間の時間帯以外）においては、委託している警備会社に電話（夜間電話）が転送され、警備会社から総務課職員に連絡が入る体制をとっている。

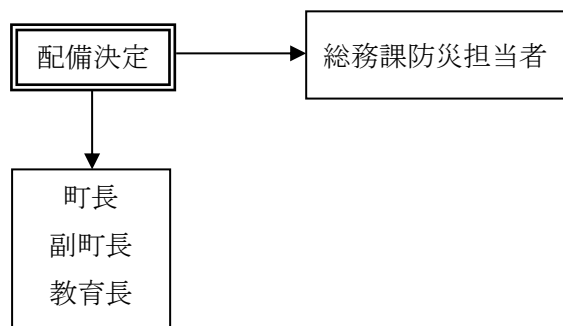
(2) 地震発生直後の初期対応

- ア 震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、配備対象職員は動員伝達の有無にかかわらず、直ちに所定の場所に参加して地震被害等の情報収集及び災害対策本部の設置準備に当たる。
- イ 各課局長、総務課防災担当及びまちづくり推進課の担当職員は、地震被害等の情報を収集分析して、迅速な配備体制の決定とともに、関係機関等への連絡、要請等の初期対応を適切に行う。
- ウ 昼間の場合において日直者は、担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。
- エ その他の職員については、大規模地震発生時はテレビやラジオ等で情報収集を行い、自宅で待機する。

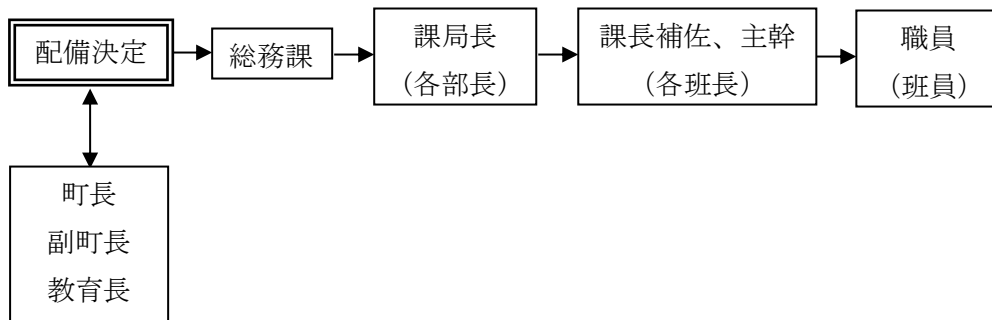
5 動員の方法

(1) 動員系統

ア 待機体制



イ 初動体制、緊急体制、非常体制



(2) 動員の方法

ア 勤務時間内

総務課職員が庁内放送、電話、防災行政無線等で周知する。

イ 夜間・休日等の勤務時間外

動員伝達の有無にかかわらず、配備体制基準に基づき状況を判断して速やかに所定の場所に自主参集するものとする。

(3) 非常参集

職員は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、以下に示す場所に非常参集するものとする。

また、災害状況の推移に従い、最終的には所属の課に参集するよう努めるものとする。

ア 非常参集場所

(ア) 役場庁舎

(イ) 学校、公民館等の指定避難場所

イ 非常参集体制の整備

町は、非常参集の際に人員を効果的に配備するため、あらかじめ職員の居住地分布を把握しておくものとし、交通途絶を考慮して役場までの移動経路についても平常時の経路以外に数経路を確認しておくものとする。

(4) 参集時の留意事項

ア 職員は、参集に際し、安全かつ活動しやすい服装で参集する。

イ 職員は、参集途中において、人命に危険のある事故等に遭遇したときは、付近住民と協力して適切な処置をとらなければならない。

ウ 職員は、参集途上に知り得た被害状況、又は災害情報を参集後、速やかに所属部長及び班長に報告しなければならない。

エ 交通途絶時における職員の参集は、自転車、バイク、徒歩のいずれかによるものとする。

第3 災害対策本部

1 責務

町は、町の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある時は、法令又は防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町内の各防災機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ総合調整を行うものとする。

2 活動体制

(1) 町は、1の責務を遂行するために必要があるときは、この計画及び本部条例ならびにこれに基づき別に定める災害対策本部要綱により災害対策本部を設置し、災害応急対策に当たるものとする。

ア 災害対策本部の設置基準

(ア) 町の地域に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(イ) 町の地域に災害救助法が適用される災害が発生したとき。

イ 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部長は、災害の拡大するおそれが解消し又は応急対策若しくは応急復旧対策がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。

ウ 本部設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、電話等により次の機関等に通知するものとする。

(ア) 埼玉県知事

(イ) 防災会議委員

(ウ) その他必要と認める機関の長

エ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場庁舎とする。しかし、役場庁舎が被災して、本部機能が発揮できないときは、鳩山町文化会館等に設置するものとし、参集した職員にわかる

よう明示する。

オ 体制の種別及び配備区分

災害対策の活動に当たってのとりべき体制の種別及び配備区分は、次のとおりとする。

(ア) 警戒体制（本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる体制）

- a 第1 配備 災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告ならびに警報等の伝達を任務として活動する態勢
- b 第2 配備 軽微な災害が発生した場合において、災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する態勢

(イ) 非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する体制）

- a 第1 配備 相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように当該部長が必要と認める職員を配備して活動する態勢
- b 第2 配備 激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて活動する態勢

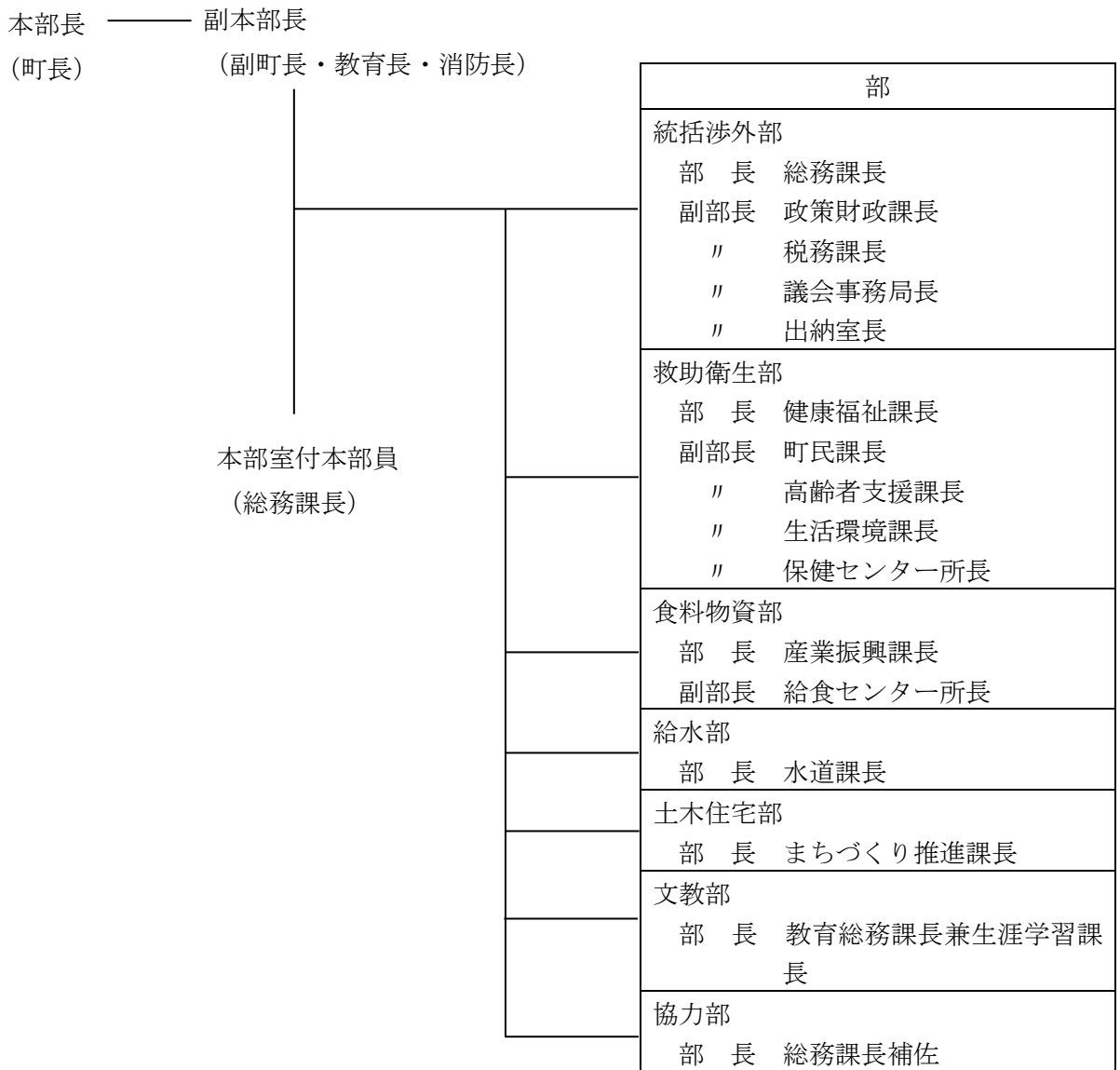
カ 本部の組織及び運営

(ア) 本部の組織は、本部長（町長）、副本部長（副町長等）及びその下に設置される各部、各班及び各係から構成される。

【資料編 2-2-1 「鳩山町災害対策本部条例」】

【資料編 2-2-2 「鳩山町災害対策本部要綱」】

[災害対策本部の組織]



(イ) 本部の運営

a 本部会議

本部長は、町の災害対策本部を推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- (a) 本部の非常配備体制に関する事。
- (b) 災害救助法の適用に関する事。
- (c) 県及び他市町村に対する応援要請に関する事。
- (d) 自衛隊に対する災害派遣要請に関する事。
- (e) 部長に対する事務の委任に関する事。
- (f) その他重要な災害対策に関する事。

b 部は、災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施に当たる。

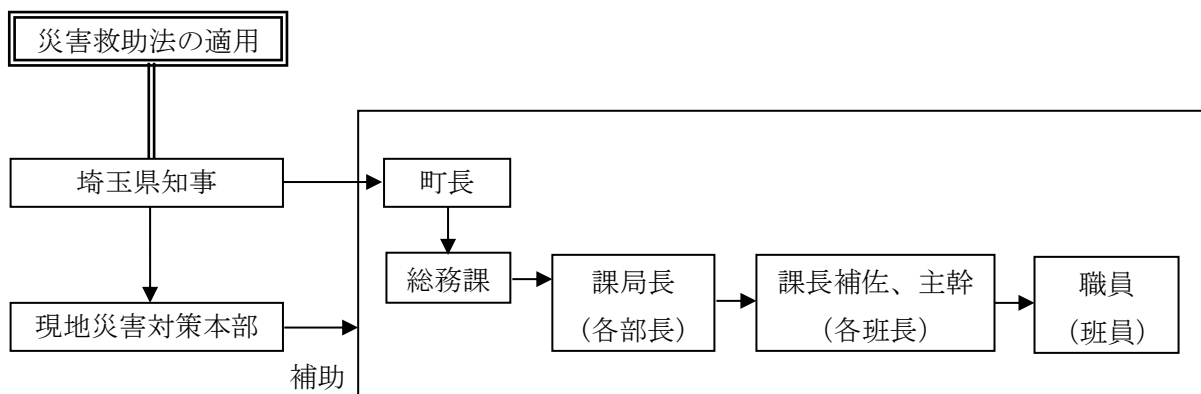
第4 災害救助法適用時の体制

町に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受け、災害救助法に基づく救助事務を補助するものとする。

1 救助の種類

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与又は貸与
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬

2 救助体制



第2節 災害情報の収集

災害時における防災関係機関相互の通知、指示、通報等の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、関係各機関は、使用可能な通信手段を講じるとともに、大地震の際は、有線電話の途絶を予想した体制を確立しておくものとする。

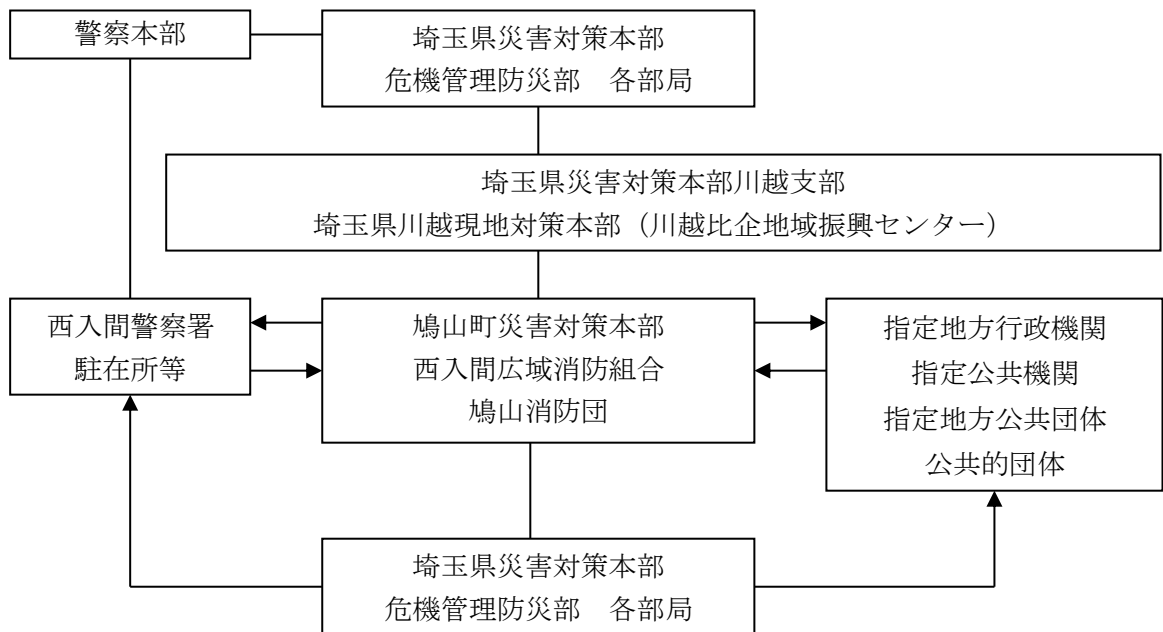
第1 災害時の通信体制

1 災害情報通信に使用する通信施設

防災関係機関は、有線電話が途絶した場合には、被害状況等について、報告又は通報する場合の災害通信は、防災行政無線によるものとする。

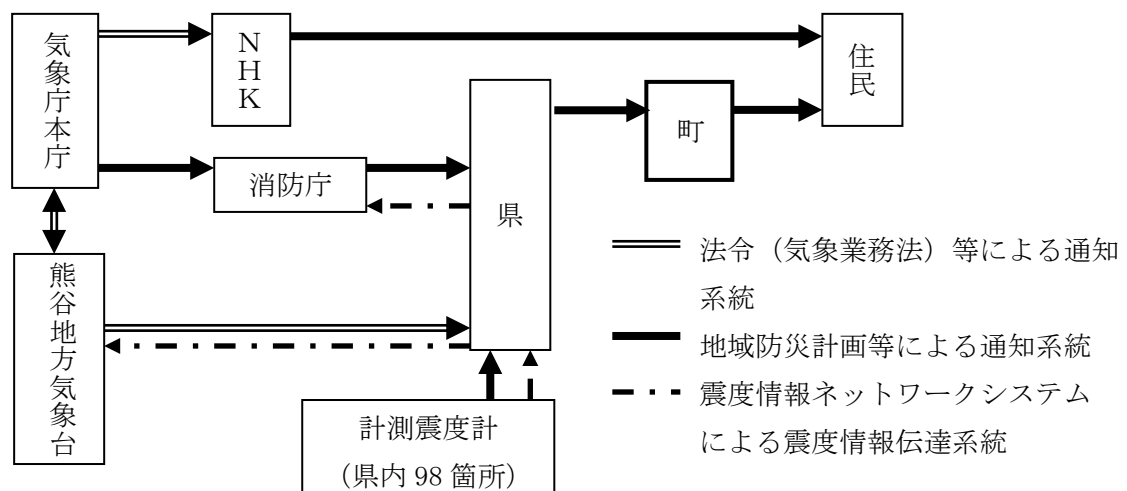
2 災害情報等の収集伝達系統

災害情報等の収集伝達系統は、下記のとおりとする。



第2 地震情報の通信体制

町及び防災関係機関は、地震災害時において、災害応急対策を適切に実施するため相互に密接な連携のもとに、迅速かつ正確に災害に関する情報、被害状況等の収集、伝達及び報告に努めるものとする。地震情報伝達系統は、下記のとおりとする。



第3 被害情報の通信体制

町長は、町の区域内に災害が発生したときは、この計画及び県防災計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめて知事に報告するとともに、災害応急対策としてすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても、報告しなければならない。

1 報告すべき事項

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した日時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度
- (5) 災害に対してとられた措置
 - ア 災害対策本部の設置状況
 - イ 主な応急措置の状況
 - ウ その他必要事項
- (6) 災害救助法適用の要否、必要とする救助の種類
- (7) その他必要な事項

2 被害の判定基準

被害の判定基準については、埼玉県災害対策本部運営要領の別表、被害報告判定基準に定めるところにより認定する。

【資料編 2-2-3 「別表 被害報告判定基準」】

3 情報の報告

町は、管轄地域内の被害状況等について、次により県に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

(1) 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市町村関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

ア 発生速報

埼玉県防災情報システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、資料編 2-2-4 の発生速報により防災無線 F A X 等で報告する。

イ 経過速報

埼玉県防災情報システムにより、特に指示する場合のほか 2 時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第 2 号の経過速報により防災無線 F A X 等で報告する。

(2) 確定報告

様式第 3 号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後 7 日以内に文書で報告する。

【資料編 2-2-4 「被害の報告様式等」】

4 報告先

- (1) 被害速報及び確定報告は、県消防防災課に報告する。なお、勤務時間外においては、危機管理防災センターシステム管理室に報告する。また、県現地対策本部設置後は川越現地対策本部にも電話又はFAXにより報告する。

- ・消防防災課

電 話 048-830-8181

F A X 048-830-8159

- ・危機管理防災センターシステム管理室

電 話 048-830-8111 (直通)

F A X 048-830-8119

防災行政無線 6-8111

- ・埼玉県川越現地対策本部 (川越比企地域振興センター)

電 話 049-244-1110

F A X 049-243-1707

- (2) 消防庁への報告先

回 線		区 分	平日 (9:30~18:30) (消防庁応急対策室)	左記以外 (消防庁宿直室)
NTT 回線	電話		03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話		TN-9049013	TN-9049102
	FAX		TN-9049033	TN-9049036
地域衛星通信 ネットワーク	電話		TN-048-500-9049013	TN-048-500-9049102
	FAX		TN-048-500-9049033	TN-048-500-9049036

第3節 広報広聴活動

災害時においては、町民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、速やかに正確な情報の提供を実施するとともに、災害が終息してからは、民心の安定と速やかな復旧を図るため、広聴活動を展開し町民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

第1 広報活動

1 町における広報

(1) 広報の窓口

住民に対する広報及び発表等は、災害対策本部が担当するものとする。

(2) 災害広報資料の収集

町は、災害広報活動を行うために必要な資料を災害対策本部を中心に以下に掲げるものを作成又は関係機関の協力を得て収集するものとする。

ア 災害対策本部が撮影した被害状況等の写真

イ 町及び関係機関、報道機関、住民等が取材した写真及びビデオ

ウ 報道機関等による災害現地の航空写真

エ 水防及び救助等応急対策活動取材した写真、その他

(3) 警戒段階の広報

警戒段階の広報にあつては、必要に応じておおむね次の事項を伝達するものとする。

ア 気象予警報等の発令状況

イ 災害危険区域等に関すること

ウ 避難に関すること

エ その他必要な事項

(4) 災害直後の広報

災害直後の広報にあつては、おおむね次の事項を伝達するものとする。

ア 災害情報及び被害状況

イ 災害時の一般的注意事項

ウ 住民及び関係団体等に対する協力要請

エ 町の災害対策活動体制及び活動状況

オ 被災者に対する注意事項

カ 避難に関すること

キ 交通状況

ク その他必要な事項

(5) その後の広報

その後の広報にあつては、おおむね次の事項を伝達するものとする。

ア 災害情報及び被害状況

イ 災害対策活動の活動及び実施状況

ウ 町内各種公共施設の被害及び復旧状況

エ 町の一般平常業務の再開状況

オ その他必要な事項

(6) 住民に対する広報の方法

収集した災害情報及び応急対策等、住民に通知すべき広報は、広報内容に応じて次の方法により行うものとする。

- ア 防災行政無線等を利用した住民への広報
- イ 報道機関に対して、積極的に資料等を提供し、報道機関を通じて行う広報
- ウ 広報車による災害の状況、応急処置の実施状況等の広報
- エ 消防職（団）員及び各組織等による口頭伝達による広報
- オ 町役場及び町内主要箇所等における掲示による広報
- カ 町発行の広報紙（チラシ、広報臨時号等）による広報
- キ 大規模災害時における有線及び電気不通時等における電波による広報及びあらゆる広報媒体を利用しての広報

(7) 広報の記録

町における災害広報の記録は、災害対策本部において整理、保管していくものとする。

2 報道機関への対応

(1) 報道機関への広報

災害時には報道機関が被災地に集中し、活発な情報収集、報道活動を展開するため、町と報道機関との間に問題が生じぬよう次により対応していくものとする。

- ア 報道機関に対する情報等の発表は、すべて災害対策本部が行うものとし、災害時における広報者をあらかじめ定め、可能な限り情報を即時に公開する体制を整えておくものとする。

なお、情報の発表等には、大きな広報板又は掲示板を用意し、最新情報の掲示等により、記者個別のニーズに対応する。

- イ 情報の発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。
- ウ 災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難の勧告又は指示及び注意事項をとりまとめ適宜報道機関に発表するとともに、住民への周知徹底の必要のある事項については、速報を依頼するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

(ア) 災害防止の事前対策

- (イ) 災害対策本部の設置又は閉鎖
- (ロ) 気象情報及び気象警報の発令又は解除
- (エ) 災害状況
- (オ) 河川、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）
- (カ) 火災状況（発生箇所、被害状況等）
- (キ) 浸水状況（発生箇所、被害状況等）
- (ク) 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
- (ケ) 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）
- (コ) 給食、給水実施状況（供給日時、量、対象者）
- (サ) 医療救護所の開設状況
- (シ) 避難所等（避難所の位置、経路等）
- (ス) 道路障害物、ごみ及びし尿の状況並びに除去の見込み

- (e) 衣料、生活必需品の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (f) 防疫状況と注意事項
- (g) 住民の心得等人心の安全及び社会秩序の保持のため必要事項
- (h) その他必要と認める事項

エ 災害対策基本法第57条に基づく災害警報等の放送要請については、県を通じ、NHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ、テプコケーブルテレビに対して行う。県との通信途絶等により、やむを得ない場合は町から直接要請するものとする。

3 帰宅困難者・避難行動要支援者への広報

(1) 東京都内通勤通学者への広報

発災時刻によっては、東京都内に通勤通学者が取り残されることが予想されるため、災害用伝言ダイヤル171等を利用した安否等の確認方法についてPRを行う。

(2) 要配慮者を考慮した広報

町は、広報を実施するにあたっては、外国人に対しての多言語による広報や視覚障害者に対してのFAXや文字放送による広報の実施など要配慮者にも配慮した対策を積極的に推進していくものとする。

第2 広聴活動

- 1 個別聴取又はアンケート調査員を派遣し全般の応急対策に実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、被災者の要望・苦情等の収集を行う。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。
- 2 県機関と連携し、災害対策本部に相談窓口を開設し、町民や被災者の相談に対応する。
- 3 県が民間通信ネットワークにより開設する「埼玉県震災コーナー」の活用を図るとともに、県の震災情報相談センターの業務に協力する。
- 4 自治会・自主防災組織等、民生委員・児童委員等の協力により、町民要望や被災者の要望把握に努める。

第4節 自衛隊災害派遣

災害に際して人命又は財産の確保を図るため、必要があると認める場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

第1 自衛隊に対する災害派遣の要請

1 派遣要請

町長が知事に対して、自衛隊の派遣要請を要求する。

2 災害派遣要請要領

町長は、自衛隊の災害派遣要請を知事に依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合で、文書をもってすることができないときは、電話等により県危機管理防災部に依頼し、事後速やかに送達するものとする。

また、緊急避難・人命救助等の場合で、事態が急迫し通信等の途絶により、知事に要請するいとまがない場合は、直接、陸上自衛隊第32普通科連隊（大宮）に通報し、事後所定の手続を速やかに行うものとする。

(1) 提出先 県危機管理防災部危機管理課

(2) 提出部数 1部

(3) 記載事項

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望とする期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(4) 緊急の場合の連絡先

部隊名（駐屯地名）	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊（大宮）	第3科長	部隊当直司令	大宮 048-663-4241（代） 時間内 内線 435・437 時間外 内線 402

3 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合であり、概ね次による。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による偵察

(2) 避難の援助

避難の誘導、輸送等

(3) 避難者の搜索、救助

死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助(ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)

(4) 水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成積込み及び運搬

(5) 消防活動

利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力

(6) 道路又は水路等交通路上の障害物の排除

道路の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等(ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)

※ 啓開除去とは道路上の障害物を取り除き、車両が通行できる状態にすること。

(7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援

大規模な伝染病等の発生に伴う応急防除等(薬剤等は町で準備)

(8) 通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援

(9) 人員及び物資の緊急輸送

緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。)

(10) 炊飯及び給水支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和 33 年総理府令 1 号)による。

(12) 交通規制の支援

自衛隊の車両の交通がふくそうする地点にある自衛隊車両を対象とする。

(13) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

(14) 予防派遣

風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合

(15) その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて知事と関係部隊の長が協議して決定する。

第2 災害派遣部隊の受入れ体制

- 1 町長は、知事、警察、消防機関等と組互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害派遣措置のための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

- 2 町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的な作業分担に配慮するものとする。
- 3 町長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係のある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。
- (1) 作業箇所及び作業内容
 - (2) 作業の優先順位
 - (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
 - (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- 4 町長は、連絡交渉の窓口を統括渉外部におき、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置をとるものとする。
- 5 町長は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。
- (1) 本部事務室
 - (2) 宿舎
 - (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
 - (4) 駐車場（車1台の基準は、3m×8m）
 - (5) ヘリコプター発着場
- 6 派遣された部隊への提供施設は、東京電機大学西側グラウンドとし、町長は速やかに受入れ体制を整備し、連絡員を派遣して相互の連絡にあたるものとする。

名 称	施 設 名	面 積
本 部 施 設	アーチェリー場	2,925 m ²
宿 舎	テニスコート	1,482 m ²
材料置場、炊事場 駐車場	ゴルフ練習場	4,130 m ²
ヘリコプター発着場	野 球 場	10,302 m ²

注) 面積は概数である。

- 7 町長は、自衛隊派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、派遣部隊の長と協議のうえ、知事に対し撤収要請を行うものとする。

第3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容は、概ね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動実施の際生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- 5 その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町が協議するものとする。

第5節 応援要請・要員確保

第1 他市町村への応援要請

町長は、町の地域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、災対法第67条の規定に基づき、他の市町村長等に対し応援を求めることができる。また、町長は災害に備えあらかじめ締結した近隣市町村との相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

1 応援の内容

- (1) 応援措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資ならびにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (4) 災害応急活動に必要な車両及び職員の派遣
- (5) 協定市町村の行政境界に隣接する指定避難場所の相互利用
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋
- (7) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (8) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

(以上の応援範囲は、隣接する協定市町を原則とする。ただし、災害被害の状況によってはこの限りではない。)

2 応援要請の方法

町長は、相互応援協定に基づき応援を受けようとする場合、次の各号の事項を明らかにして電話等により要請し、後日災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食料、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (5) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- (6) 必要とする職種別人員
- (7) 小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間等
- (8) その他、応援を必要とする事項

【資料編 2-2-5 「応援協定等」】

【資料編 2-2-6 「災害発生による応援要請について」】

第2 要員確保

災害時において、災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給の万全を図るものとする。

1 基本事項

(1) 実施責任者

災害時における労働力の確保は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、あらかじめ知事の委任を受けている救助のための労働力の確保については町長が行う。

2 実施方法

(1) 労務供給の基準

ア 応急救助に必要な労務の備上げは、次の救助を実施するために不足する労力を補うために行う。

- (ア) 災者の避難
- (イ) 医療及び助産における移送
- (ウ) 災者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 救済用物資の整理配分及び輸送
- (カ) 死体の捜索
- (キ) 死体の処理

イ 応急救助のために支出できる賃金は、町における通常の実費とする。

(2) 労務供給の方法

労働者の備上げは、原則として公共職業安定所を通じて行う。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための人夫費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実施弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において町が県に請求できる。

第6節 応援の受入

第1 国からの応援受入

1 受入体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動の斡旋を行う権限を有している。県及び町は、国の応援受入に際しては、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(1) 国が行う活動

- ア 自衛隊の災害派遣
- イ 警察の広域緊急援助隊
- ウ 消防の緊急消防援助隊
- エ 医療の広域医療応援
- オ その他災害応急対策（政府との防災訓練で検証がなされている業務等）

(2) 県が行う対策

ア 受入体制の整備

(ア) 「首都直下地震応急対策活動要領」及び「首都直下地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」（以下、「国の応援計画」という。）に基づく国の救助活動に関し、迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、国の応援計画に対応する「埼玉県広域受援計画（仮称）」を策定する。

(イ) 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

(ウ) 応援部隊が被災地で活動するための災害応急対策活動拠点の候補地 165 箇所が選定されている。

(エ) 国等と連携した防災訓練の実施

イ 応援受入の対応

- (ア) 自衛隊への災害派遣要請
- (イ) 警察への広域緊急援助隊の派遣要請
- (ウ) 消防庁への緊急消防援助隊の派遣要請

県は、2つ以上の市町村が被災した場合（被災市町村が1つの場合は、市町村に設置）「緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画」により、緊急消防援助隊調整本部を設置する。

(エ) 応援に関する総合調整（広域医療応援の調整、受入市町村の決定等）

ウ 応援ヘリコプターの運用

他都県市からの応援ヘリコプターを多数運用する場合は、埼玉県防災航空センターがこれの運用を行うものとする。

エ 長期にわたる場合の措置

応援受入が長期にわたる場合、県は応援要員の宿泊のため、県有施設の提供、周辺市町村との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講ずる。また、食料の調達、移動手手段の確保、健康管理等にも配慮するものとする。

(3) 町が行う対策

ア 受入体制の整備

(ア) 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

- (イ) 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。
- イ 応援受入の対応
 - (ア) 受入窓口
 - (イ) 応援の範囲又は区域
 - (ウ) 担当業務
 - (エ) 応援の内容
 - (オ) その他は西入間広域消防組合「緊急消防援助隊等受援計画」によるものとする。

第2 地方公共団体からの応援受入

1 受入体制の確立

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、県及び町が連携し、体制を確立する。

(1) 応援体制の種類

- ア 他の都道府県又は市町村からの応援
- イ 関東知事会からの応援
- ウ 九都県市からの応援

(2) 応援活動の種類と機関

- ア 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- イ 医療応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）
- ウ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等）
- エ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入、職員の派遣〈事務の補助〉）

2 県が行う対策

(1) 受入体制の整備

- ア 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- イ 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報の共有を行う。
- ウ 他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

(2) 応援受入への対応

- ア 応援すべき市町村及び受入窓口
- イ 応援の範囲、区域及び制約条件
- ウ 担当業務
- エ 応援の内容
- オ 交通手段及び交通路の確保

(3) 長期にわたる場合の措置

応援受入が長期にわたる場合、県は応援要員の宿泊のため、県有施設の提供、周辺市町村との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講ずる。また、食料の調達、移動手段の確保、健康管理等にも配慮するものとする。

3 町が行う対策

(1) 受入体制の整備

関係機関との相互協力により、原則的には市町村単位で受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受入れる。

(2) 受入への対応

- ア 受入窓口
- イ 応援の範囲、区域及び制約条件
- ウ 担当業務
- エ 応援の内容
- オ 交通手段及び交通路の確保

第3 ボランティアの応援受入

1 ボランティア受入体制の確立

県は、地域以外からボランティア等（一般及び専門活動）を円滑に受け入れるため、日本赤十字社埼玉県支部及び埼玉県社会福祉協議会などと連携を図る。また、埼玉県社会福祉協議会は、県と連携しボランティアの活動拠点として市町村内に設置される災害ボランティアセンターへ情報提供や必要な支援を行う県災害ボランティアセンターを設置する。

(1) 構成機関と連携

県災害ボランティア支援センターの運営は、ボランティア団体等の協力の下に、埼玉県社会福祉協議会が主体となって行う。県は、県災害ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう支援するとともに行政機関及び関係機関等との連絡調整等を図る。

(2) 災害支援ボランティア活動の例示

- ア 一般作業：炊出し、清掃、救援物資の仕分け等
- イ 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等
- ウ ボランティアコーディネーター業務
- エ 災害救援専門ボランティア

災害時には、介護や通訳、建物判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、下記の専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

＜専門分野（例）＞

- ・ボランティアコーディネーター
- ・心のケア
- ・乳幼児保育
- ・介護
- ・障害別の専門ボランティア（手話通訳 他）
- ・外国語通訳
- ・情報・通信
- ・土木・建築

オ 砂防ボランティア

- (ア) 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
- (イ) 土砂災害に関する知識の普及活動
- (ウ) 土砂災害時の被災者の援助活動

カ 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

2 県が行う対策

(1) ボランティアの受入と活動の支援

ア 埼玉県社会福祉協議会は県と連携し、県災害ボランティア支援センターを設置する。

イ 県災害ボランティア支援センターの運営は、埼玉県社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体などの協力の下に行う。県は、県災害ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう支援するとともに行政機関及び関係機関等と連絡調整等を図る。

ウ 土砂災害等の二次災害の防止のため、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。

エ 市町村の要請に基づいて応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

3 町が行う対策

(1) ボランティアの受入と活動の支援

ア 町は、発災後直ちに社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

イ 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う。

(ア) ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

(イ) 町のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

第4 公共的団体からの応援受入

1 受入体制の確立

県及び町は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

(1) 県が行う対策

次のいずれかの対応を行う。

ア ボランティア受け入れの活動を準用する。

イ 公共的団体の所管部局又は協定等の所管部局が、その事務の範囲で対応する。

(2) 町が行う対策

その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(3) 公共的団体と活動の例示

ア 公共的団体

赤十字奉仕団、医師会及び歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業（協）、漁業（協）、森林組合、商工業（協）、商工会議所、商工会、生活協同組合、婦人会等

イ 活動

(ア) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること

(イ) 震災時における広報等に協力すること

- (ウ) 出火の防止及び初期消火に協力すること
- (エ) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- (オ) 被災者の救助業務に協力すること
- (カ) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- (キ) 被害状況の調査に協力すること

第7節 災害救助法の適用

第1 災害救助法の判定及び手続

町は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するか否かを判断し、該当する場合又は該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を申請する。

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、下記のとおりである。

- 1 市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

(基準1号)

市町村の人口		住家が滅失した世帯の数
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

鳩山町

- 2 被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上であって、本町の住家のうち滅失した世帯の数が基準1号の 1/2 に達したとき。(基準2号)
- 3 被害が広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上であって、町の区域内で多数の住家が滅失したとき。
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第3 被災世帯の算定基準

- 1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、全壊、全焼若しくは流失した世帯を 1 世帯とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれの住家の滅失した 1 世帯とみなす。

- 2 住家の滅失等の認定

- (1) 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 50% 以上に達した程度

のもの

(2) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの

(3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わない。また、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

(2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

第4 災害救助の方法、程度、期間等

1 災害救助法による救助の方法、程度、期間

【資料編 1-4-8 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」】

2 災害救助のための輸送費及び人夫賃等

【資料編 1-4-8 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」】

3 災害救助の特例申請

第4の1の一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、救助の特例申請を知事に行うものとする。

【資料編 1-4-8 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」】

第8節 消防活動

災害発生時において、消防組合及び消防団の全機能をあげて延焼拡大防止に努め、災害の状況に対応した防御活動を展開して、災害から町民の生命、身体及び財産を保護する。

第1 消防組合の活動内容

1 情報収集、伝達

(1) 出災害情報の把握

119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し被害の状況を把握し活動体制を整える。

(2) 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を町長に対して速やかに報告する。

2 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮火にあたる。その際、以下の原則にのっとる。

(1) 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(3) 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

(4) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び延焼火災の消防活動を優先としそれらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

(5) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上必要な消防活動を優先する。

(6) 火災現場活動の原則

ア 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦略を確保した延焼拡大防止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災現場と対比して消防力が劣勢と判断したときは、町民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

3 救急・救助活動

消防機関は、災害時においては広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるので、町民の協力を確保するとともに比企医師会、赤十字、西入間警察署、医療機関等との協力体制のもと、的確な救急救助活動に当たるものとする。

(1) 救急・救助における出動

ア 救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊

が連携して出動する。

イ 町長は、必要に応じて埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の出動要請を知事に依頼する。

(2) 救急・救助における活動

ア 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者ではできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救急・救助活動を実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

ウ 延焼火災が少なく同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効果的な救急・救助活動を行う。

エ 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

(3) 救急・救助体制の整備

ア 消防組合は、応急手当の普及啓発を推進するため、救命講習会を随時開催する。

イ 道路交通の確保は困難であることを予想し、消防団器具置場及び自主防災組織等に救急・救助資材の備蓄を行い、消防団員、住民等に対する救急・救助訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救急・救助体制の整備を図るものとする。

ウ 中層建築物等に対する救急・救助活動については消防法に定める防火管理者を中心に自衛体制の整備について徹底した指導を行い、その強化に努めさせるものとする。

4 防災関係機関への要請

現場最高指揮者は、災害事故の規模等により、交通規制、群集整理、医療班等の適正な配備等を必要とするときは、町、警察等の防災関係機関に対し、災害事故概要等について通報連絡し、救急体制の万全を図らなければならない。

第2 消防団の活動内容

1 出火防止

災害の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の町民に対し、出火防止(火気の停止、ガス・電気の使用中止等)を広報するとともに、出火した場合は町民と協力して初期消火を図る。

2 消火活動

消防隊出動不能又は困難な地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。

3 救急救助

消防本部による活動を補佐し要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

4 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを町民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら町民を安全に避難させる。

5 情報の収集

消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

6 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

第3 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

西入間広域消防組合管理者は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(1) 相互応援協定の状況

西入間広域消防組合は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき下記の団体と協定を結んでいる。

- ア 比企広域市町村圏組合
- イ 坂戸・鶴ヶ島消防組合
- ウ 埼玉西部広域事務組合
- エ 埼玉県下市町村
- オ 埼玉県

2 知事等に対する応援要請

町長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して緊急消防援助隊等の応援を要請する。

3 応援要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事等に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日、文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県等に連絡して被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (1) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- (2) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (3) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (4) 町への進入経路及び結集場所（待機場所）
- (5) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

4 応援隊の受け入れ体制

(1) 緊急消防援助隊

被災地が鳩山町のみの場合は、鳩山町に緊急消防応援隊調整本部を設置する。調整本部は、緊急消防応援隊の受け入れ体制を整える。

- ア 応援消防隊の誘導方法
- イ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ウ 活動拠点の確保

(2) その他の応援隊

消防組合は「緊急消防援助隊等受援計画」により、円滑な受け入れ体制を整える。

【資料編 1-4-2 「消防職員配置状況一覧表」】

【資料編 1-4-3 「消防団員編成一覧表」】

【資料編 1-4-4 「消防車両等の状況一覧表」】

【資料編 1-4-5 「消防水利状況一覧表」】

第9節 救急救助・医療救護

第1 救急救助体制

1 救急・救助における出動

- (1) 救急・救助の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

2 救急・救助における活動

- (1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携のうえ、救急・救助活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効果的な救急・救助活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

3 救急・救助体制の整備

- (1) 消防組合は、応急手当の普及啓発を推進するため、救命講習会を随時開催する。
- (2) 道路交通の確保は困難であると予想されるので、消防団詰所・器具置場及び自主防災組織等に救急、救助資材の備蓄を行い、消防団員、住民等に対する救急、救助訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救急、救助体制の整備を図るものとする。
- (3) 中層建築物等に対する救急、救助活動については消防法に定める防火管理者を中心に自衛体制の整備について徹底した指導を行い、その強化に努めさせるものとする。

第2 傷病者の搬送

1 傷病者の搬送

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護及び助産活動の介護を行った者は、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。(トリアージ区分)

(2) 傷病者の後方医療機関への搬送

ア 町は医療機関の規模、位置及び診療科目等に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認のうえ、搬送する。

イ 収容先受入れ機関については、鳩山町職員防災マニュアル(平成9年11月)を参照すること。

(3) 傷病者搬送の要請

ア 町は、消防組合及び県に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 町は、必要に応じて自主防災組織等に救急医療機関への搬送について協力を依頼する。

ウ 町は、町内医療機関等では対応できない重症者を町外・県外の高度医療機関へ搬送する場合は、必要に応じて、県防災ヘリコプター搬送の要請を行う。また、自衛隊に対しても

ヘリコプター搬送の要請を行う。

第3 医療救護

1 救護班の出動要請

- (1) 町長は、災害により要救護者が発生し必要があると認めるときは、救護班を編成して出動するとともに、災害の種類、程度によって医師会に出動を要請し、災害の程度に即した医療・助産活動を行う。また、災害の程度により町的能力をもってしては十分でないとき、第一次的には比企医師会に出動を要請し、第二次的には県(保健医療部長)に協力を要請するものとする。また、町の救護班は、県に準じて編成するものとする。
- (2) 町長は、災害救助法適用後、医療・助産の必要があると認めるときは、県(保健医療部長)に医療・助産について迅速、的確な要請を行う。
- (3) 町長は、この計画に定める医療救護の実施について、比企医師会及び県(保健医療部長)と十分協議しなければならない。
- (4) 災害救助法が適用になった場合の、県の救護班の構成は次のとおりである。

医師 1 名、看護師長 1 名(又は助産師 1 名)、看護師 2 名、主事 1 名、自動車操作要員 1 名、計 6 名

2 医療助産の範囲

(1) 医療の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前及び分娩後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 医療・助産の期間

災害発生の日から 14 日以内(分娩については災害発生前後 7 日以内の分娩者)とする。

3 救護所の設置

災害による傷病者等の救護は、保健センター、総合福祉センターの施設を利用して行うが、軽傷病者は避難計画に定める避難所をもってあてる。

4 精神科救急医療確保

町は、被災者向けの相談窓口を災害対策本部医療班及び救護班が共同して開設するとともに、行動することが困難な地区に対しては巡回サービス等によって災害後のケアを実施する。また、本対策活動を通じて環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、町内に精神科を持つ医療機関が無い場合、坂戸保健所管内で最寄りの精神科を持つ医療機関である埼玉医科大学病院に対し、医師の派遣要請及び入院の要請を行うものとする。埼玉医科大学病院の連絡先は以下のとおりである。

施設名	所在地	電話	診療科目	許可病床	救急病床 うち()は専用
学校法人 埼玉医科 大学病院	入間郡毛呂山町 大字毛呂本郷 38	276-1465	内・外・産婦・耳・眼・小・ 整・麻・皮・泌・精・神・理・ 放・歯・形・神内・呼下・消・ 循・脳・リハ・小外・リウ・ 心外・美・矯歯	1,385	40(10)

5 各医療活動にかかる費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が緊迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、町が医療・助産活動に着手したときに要した費用等は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において町が県に請求できる。

第10節 水防・土砂災害対策

第1 水防活動

暴風雨、洪水等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、平時の体制又は災害警戒本部の体制では対応できないと判断した場合において、水防本部を設置し防災活動を行う。

1 実施責任者

総括責任者は本部長（町長）とする。

2 組織体制

水防本部の組織は、災害対策本部の編成に準ずることとする。

第2 土砂災害箇所の応急復旧

1 応急対策

地震により河川、砂防及び治山施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、次のような応急復旧を行う。

河川施設応急対策	堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。
砂防施設等応急対策	砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。
治山施設応急対策	治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。
ダム・ため池応急対策	ダム、ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

第11節 避難

緊急時に際し、危険地域にある住民を安全地域に誘導避難させ、人命被害の軽減を図るためにその対策の万全を期するものとする。

第1 避難勧告又は指示

1 実施責任者

避難のための立ち退きの勧告、指示の実施は、次の者が行う。

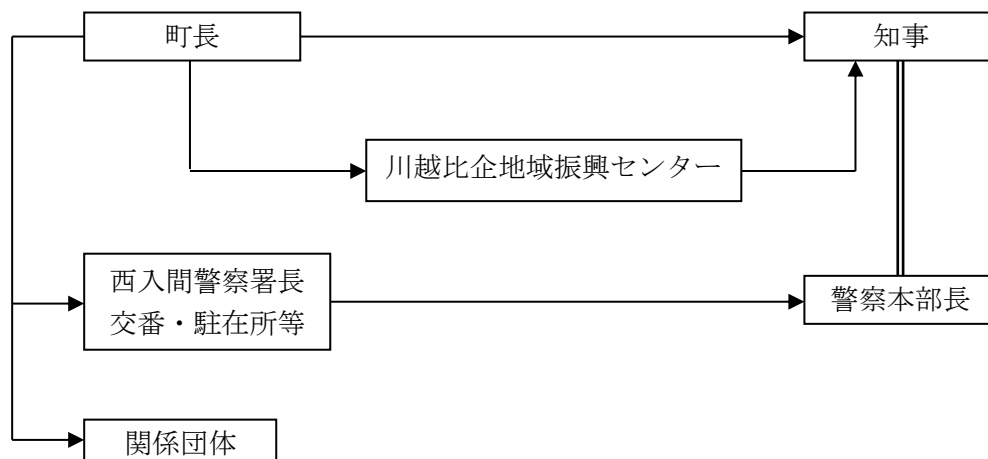
	実施責任者	根拠法令	適用災害
勧告	町長	災対法第60条	災害全般
指示	知事、その命を受けた職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	町長	災対法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。）	自衛隊法第94条	災害全般

※ただし、災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、都道府県知事が、避難のための立ち退きの勧告および指示に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

2 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立ち退きを勧告し若しくは指示をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡するものとする。

（「→」は通知、「＝」は相互連絡を示す。）



3 発令基準及び伝達方法

避難の勧告等は、概ね次の基準により発令し伝達するものとする。

種 別	発 令 基 準	伝 達 方 法
避難の準備勧告	1 洪水注意報その他避難に係る注意報が発令されたとき。 2 その他避難の準備勧告を必要とするとき。	防災行政無線・広報車加入電話
避難勧告 避難指示	1 気象台から豪雨、台風等災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断される時。 2 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり避難を要すると判断される時。 3 河川が警戒水位を突破し洪水のおそれがあるとき。 4 河川の上流の地域が水害を受け下流の地域に危険があるとき。 5 地殻変動により著しい危険が切迫しているとき。 6 火災が拡大するおそれがあるとき。	(1) サイレン、警鐘、標識によるほか防災行政無線、広報車、消防機関等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。 (2) 火災の予防についても警告するものとする。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

町長は、災対法第 63 条の規定に基づき、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときに警戒区域を設定する。

なお、警戒区域の設定権は、地方自治法第 153 条に基づき、関係市町村の職員に委任することができる。

設 定 権 者	根 拠 法 令	災 害 の 種 類
町長	災対法第 63 条	災害全般
知事	災対法第 63 条	災害全般
警察官 *	災対法第 63 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般
海上保安官	災対法第 63 条	災害全般
消防吏員又は消防団員	消防法第 36 条において 準用する同法第 28 条	水害を除く災害 全般
水防団長、水防団員又は 消防機関に属する者	水防法第 21 条第 2 項	洪水、高潮

* 警察官は、消防法第 28 条、第 36 条、水防法第 21 条第 2 項の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

2 警戒区域設定の周知

警戒区域の指定を行った者は、避難の勧告・指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

第3 避難誘導

1 避難所及び避難施設

名 称	所 在 地	主な対象区域	収容人数
亀井小学校	大字泉井 323-4	亀井地区	300 人
亀井農村センター	大字須江 190-1	亀井地区	50 人
鳩山中学校	大字熊井 2024-1	亀井地区、今宿地区	500 人
今宿小学校	大字赤沼 370	今宿地区	300 人
公民館石坂分館	大字石坂 875-17	今宿地区、ニュータウン	80 人
鳩山小学校	鳩ヶ丘 1-16-1	ニュータウン、今宿地区	300 人
町民体育館	鳩ヶ丘 5-16-2	ニュータウン、今宿地区	400 人
多世代活動交流センター	松ヶ丘 4-1-1	ニュータウン、亀井地区	300 人
鳩山高等学校	松ヶ丘 4-1-2	ニュータウン、亀井地区	500 人
東京電機大学	大字石坂 456-23	ニュータウン、今宿地区	1,500 人
今宿コミュニティセンター	大字赤沼 2601	今宿地区	200 人
合 計			4,430 人

(注)1. 避難施設については、原則として体育館とし校舎を除いている。したがって、収容人員については体育館の面積より算定した。

2. 災害派遣の受入れ施設については、中央公民館とする。
3. 医療活動の拠点施設は、保健センター及び福祉センターとする。

2 避難所への経路及び誘導

(1) 避難にあたっては、各地区ごとに選定されている集会所等の一次避難所(災害時において、主として近隣の住民が一次的に避難する施設等)までは、町民の自力により避難するものとする。一次避難所には、自主防災組織の誘導責任者をおく。誘導責任者は、道路の状況等を適宜判断し町民が安全かつ迅速に避難できるよう町の避難所へ誘導を図るものとする。特に高齢者や身体の不自由な者の誘導については、安全かつ迅速に行われるよう努めるものとする。

(2) 学校等においては、自ら判断して行動することのできない園児・児童・生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てるものとする。

3 避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は、おおむね次の順位によるものとする。

ア 病弱者、障害者

- イ 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
- ウ 上記以外の一般町民
- エ 防災従事者

(2) 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）等とし、時間的に余裕のある場合は、若干の食料及び日用身の回り品等とする。

第4 避難所の開設・運営

1 避難所の開設・運営

(1) 町は避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

ア 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。町内で不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

イ 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況を把握するため通信連絡手段の確保に努める。

ウ 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営にあたっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

エ 要配慮者や女性への配慮

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等は開設当初から設置するように努める。

女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。

オ 要配慮者等に必要な物資等の整備

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

<災害時要援護者や女性のために必要と思われる物資等の例>

高齢者・・・紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡

乳幼児・・・タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等

肢体(上肢・下肢・体幹)不自由者・・・紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリースイレ

病弱者・内部障害者・・・医薬品や使用装具

膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ

咽頭摘出：気管孔エプロン、人口咽頭

呼吸機能障害：酸素ボンベ

聴覚障害者・・・補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ

視覚障害者・・・白杖、点字器、ラジオ

知的障害者・精神障害者・発達障害者・・・医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具

女性・・・女性用下着、生理用品などの衛生用品

妊産婦・・・マット、組立式ベッド

外国人・・・外国語辞書、対訳カード

カ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

キ 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師による健康相談の実施体制等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障害者等の災害時要援護者の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

ク 避難者と共に避難した動物の扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養することができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

【資料編 1-4-6 「避難所運営マニュアル」】

(2) 避難所管理・運営マニュアルの作成

町は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。

2 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」による。

第12節 交通規制

第1 交通規制

1 道路管理者の行う交通対策の方法

災害時において町が行う交通対策は、次のとおりである。

- (1) 町長は、その管理する道路について、道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険であると認めた場合は、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等により、当該道路の通行を禁止、又は制限するものとする。
- (2) 町長は、その管理する道路について通行を禁止、又は制限しようとする場合には、あらかじめ西入間警察署長に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。
あらかじめ通知するいとまがなかったときは、事後において速やかにこれらの事項を通知するものとする。
- (3) 町長は、降雪時、降雪による通行の禁止及び制限を実施した場合は、その状況を利用者に周知するものとする。

2 一般交通の確保

(1) 被災地内における一般交通の確保

町長は、公安委員会が緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の通行の禁止及び制限を行ったときは次の要領により広報を実施し、一般交通の確保を図る。

ア 関係道路の主要交差点への標示

イ 関係機関への連絡

ウ 一般住民に対する広報

3 緊急通行車両等の確認

- (1) 災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次の事項の業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達ならびに避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急対策に関する事項

ウ 被災者の救援、救助その他の保護に関する事項

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

ク 緊急輸送の確保に関する事項

ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (2) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次の事項の業務に従事する車両とする。

ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急対策に関する事項

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震被害を受けるおそれのある

地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 地震被害が発生した場合における食糧、医療品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

ク 前各号に掲げるもののほか、地震被害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(3) 前記(1)、(2)の規定による確認は、車両の使用者の申出により、その都度、公安委員会に対し行い、その申出は原則として緊急通行車両等確認申請書(様式第1)によるものとする。

(4) 前記(3)の確認後、車両の使用者は、各確認機関から緊急通行車両等の標章(様式第2)及び緊急通行車両等確認証明書(様式第3)の交付を受けるものとする。

【資料編 2-2-7「緊急通行車両等の確認申請書様式」】のとおりである。

第13節 緊急輸送

第1 輸送方針、対象等

災害時の応急対策計画に必要な人員及び物資の輸送ならびに、被災者の避難を迅速かつ円滑に実施するために必要な車両等を確保し、輸送の万全を図る。

1 実施責任者

災害時における輸送の確実を期するための車両等の確保は、町長が行う。ただし災害救助法適用後は、応急仮設住宅の供与及び医療、助産に要する応急救助輸送は知事が行うが、それ以外の知事の職権が委任されている救助のための輸送、又は知事の救助を待つことができない場合は町長が行う。

2 輸送の範囲

緊急輸送の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出及び避難のための人員の輸送
- (2) 医療及び助産のための人員の輸送
- (3) 食料、飲料水及び生活必需品等供給のための輸送
- (4) 災害の拡大防止のための人員及び資材等の輸送
- (5) 死体の捜索及び処理のための人員及び資材等の輸送
- (6) その他町長が必要と認めた人員及び資材等の輸送

第2 緊急輸送

1 交通支障箇所の調査及び通報

- (1) 町長は、その管理に属する道路について、災害時における危険予想箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合は、職員を派遣して被害の調査にあたらせる。
- (2) 町長は、その管理に属さない道路において被害を発見した場合は、速やかにその旨を道路管理者に通報するものとする。
- (3) 町長は、上記の(1)、(2)の状況を、西入間警察署、西入間広域消防組合消防本部及び鳩山分署等の関係機関に通報するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により、交通途絶した場合の応急対策は、次の方法により実施する。

- (1) 道路の損壊、流失、埋没ならびに橋梁の損傷等の被害のうち比較的僅少な被害で、応急対策により早急に交通の確保が得られる場合は、道路の補強、崩落土の除去、橋梁の応急補強等必要な措置を講じ、交通の確保を図るものとする。
- (2) 応急対策が比較的長期間を要する場合は、被害箇所に上記の応急対策を施すとともに、付近の適当な場所を選定し、一時的に付替道路を開設し、道路交通の確保を図る。
- (3) 一路線の交通が相当の長期にわたって途絶する場合は、道路管理者は付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し交通表示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより、円滑な交通の確保を図るものとする。
- (4) 道路施設の被害が広範囲にわたり代替の道路も得られず、被災地域一帯が交通途絶の状態に立ち至った場合は、当該地域の最も効果的で、しかも、比較的早期に応急対策が終了する路線を選び、自衛隊派遣計画、障害物除去計画等必要な措置とあいまって、集中的応急対策を実施することにより、必要最小限の緊急交通の確保を図るものとする。
- (5) 大雪時における主要道路については、早急に除雪し交通の確保を図るものとする。

3 緊急輸送車両の確保

(1) 配 車

各部に対する車両の配分は、災害の状況に応じて定める。

(2) 配車手続

各部で車両を必要とするときは、業務の目的、車種、必要台数、引渡日時等を明らかにし、統括渉外部統括班に配車請求するものとする。この場合、車両の活動状況把握のために、文書によることを原則とするが、急を要する場合は口頭で請求することができる。

(3) 料金の支払

各部において使用する災害応急対策用車内の料金については、出納室において支払手続をする。

4 航空機による輸送

(1) 緊急空輸の要請

災害により道路等が寸断され、又は傷病者を緊急に移送しなければならない場合等において、町長は、知事に自衛隊のヘリコプターによる緊急輸送を要請するものとする。

(2) ヘリポート等の設置

ヘリコプター等による緊急空輸を要求した場合は、その発着場所として鳩山中学校第1グラウンド等適当な場所を選定して、ヘリポートを設置し、必要な人員を配置する。特に、離着陸時には風圧等により危険が多いので、監視員を置く等安全の確保に努める。

(3) ヘリポート設置基準

ヘリポート設置基準にあたっては、県防災計画の基準により設置するものとする。

第3 物資の集積場所及び要員の確保

1 災害時における物資集積地

名 称	所 在 地	責 任 者	電 話
鳩山町役場	鳩山町大字大豆戸 184-16	総務課長	049-296-1211

2 労務供給の方法

労働者の備上げは、原則として公共職業安定所を通じて行う。

第14節 飲料水・食料・生活必需品の供給

第1 飲料水の供給

災害のため飲料水が、枯渇又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し最小限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施するものとする。

1 基本事項

(1) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、被災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。

(2) 給水の拠点

給水の拠点は、各避難所とする。

(3) 目標給水量

次の水量を目標とする。

災害発生からの期間	目標水量	根拠
3日	3ℓ／人・日	生命維持に最小必要な水量
10日	20ℓ／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
15日	100ℓ／人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
21日	250ℓ／人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

2 給水体制

(1) 震災発生により、応急活動組織及び分担に基づいて速やかに給水班を編成し給水活動を行うものとする。

(2) 輸送計画

輸送車両は保有車及び調達車両とし、給水タンク、ポリタンク等の容器により輸送する。

(3) 給水能力

ア 浄水場

(ア) 池田浄水場 668 m³／日

イ 配水場

(ア) 鳩山町配水場 容量 3,000 m³

(イ) 上沢配水場 容量 2,000 m³

(ウ) 大平配水場 容量 2,000 m³

(4) 給水施設の拡充

大規模地震の災害により上水道施設が被害を受け給水が停止するなどの事態に備え、災害時においても飲料水が供給できるよう、学校のプールを浄水型プールとして整備を行い活用する。

(5) 県、隣接市町村への応援要請

町で最低必要量（供給を要する人口×30／日）の水を確保できない場合は、県又は隣接市町村に速やかに応援を要請するものとする。

(6) 検水の実施

町は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井

戸、プール、河川等の水を飲用しなければならない場合には、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるための検査を行う。

3 給水施設の応急対策

(1) 給水施設の応急復旧

町長は、災害により給水施設が被災した場合には、直ちに被害箇所の調査を行い、復旧作業が6日以内に完了するよう実施するものとする。

(2) 復旧資材の調達

被災施設の復旧用資材が町内で調達することが困難な場合、町長は、知事にその斡旋を要請するものとする。

(3) 技術者の斡旋

町長は、被災施設の復旧作業に従事する技術者が不足する場合には、知事にその斡旋を要請するものとする。

(4) 給水施設復旧工事用資材の調達先又は業者

業 者 名	所 在 地	電話番号
株式会社 戸口興業	鳩山町大字奥田 29-2	296-0400
有限会社 山口工事	鳩山町大字泉井 434	296-1209
有限会社 戸口設備	鳩山町大字竹本 265	296-3414
株式会社 根岸土木工業	鳩山町大字小用 1231-1	296-0003
有限会社 清水設備工業所	鳩山町大字大豆戸 345-7	296-1610
株式会社 田中工業	鳩山町大字赤沼 447	296-2191
大橋工事	鳩山町大字大橋 230-13	296-3649
南雲設備	鳩山町大字大豆戸 81-11	296-4894
石田水道店	鳩山町大字小用 742-13	080-5645-6351
誠和産業 株式会社	鳩山町大字石坂 941-1	296-5868
八巻設備	鳩山町大字今宿 527-5	296-4484

4 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において町が県に請求できる。

第2 食料の供給

災害時に被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食品について、救助に必要な食品の確保とその供給の確実を期するものとする。

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策従事者に対する食品の供給は、町長が行う。ただし、災害の程度

等により、その調達が困難な場合にあつては、知事に調達を要請するものとする。

2 災害時の応急配給要領

(1) 配給基準

災害発生の場合、又はそのおそれのある場合における応急配給は、次の基準により実施する。

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

1食当たり精米換算 200g 以内

イ 被災により、配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合

1日当たり精米換算 400g 以内

ウ 災害地における救助作業・急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合（救助法適用対象外）

1食当たり精米換算 300g 以内

(2) 配給品目

原則として米穀とするが、災害の実状等によっては乾パン又は食パンとする。

ア 乾パン 1食当たり 1包(115g)

イ 食パン 1食当たり 185g 以内

ウ 調製粉乳 乳児1日当たり 200g 以内

(3) 災害時における食品集積地

名称	所在地	責任者	電話
鳩山町役場	鳩山町大字大豆戸 184-16	総務課長	049-296-1211

(4) 炊き出しの実施及び食品の配分

ア 炊き出し対象者

避難所に収容されている被災者及び炊事のできない被災者のほか、応急対策活動従事者のうち次に掲げる者を対象とする。

(ア) 消防職(団)員

(イ) 警察官

(ウ) 町役場その他の団体で応急対策に従事しているもの

イ 実施方法

町長は、自主防災組織に対し炊き出しについて協力を要請し、避難所において給食を実施する。

ウ 配分方法

町長は、避難所ごとにそれぞれ責任者を定め、基準量に従い公平確実な配分を実施する。

エ 炊き出し実施場所

施設名	所在地	電話番号	炊き出し能力
東京電機大学	石坂 456-23	296-2911	3,000 食
学校給食センター	楓ヶ丘 4-30-1	296-0311	1,750 食
亀井農村センター	須江 190-1		90 食
公民館亀井分館	泉井 529	296-3200	90 食
公民館石坂分館	石坂 875-17	296-0676	60 食
農村活性化施設	赤沼 1247-1	296-7410	120 食
今宿コミュニティセンター	赤沼 2601	298-1115	100 食
合 計			5,210 食

オ 県への協力要請

町長は、町が多大な被害を受けたことにより、炊き出し等の実施が困難であると認めるときは、知事に炊き出し等について協力を要請することができる。

カ 災害救助法を適用した場合の食品給与

(ア) 災害救助法を適用した場合の炊き出しその他による食品の給与は、次により実施する。

a 給与の対象となる被災者の範囲は、原則として次のとおりとする。

- (a) 避難所に収容された者
- (b) 被害を受け、炊事のできない者
- (c) 被害を受け、一時縁故先に避難する者

b 被害を受け、炊事のできない者に給与する食品の品目は、原則として直ちに食べられるものとする。

c 給与の期間は、原則として7日以内とする。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食品の給付に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において町が県に請求できる。

第3 生活必需品の供給

被災者に対する衣料、生活必需品等の供給については、その確保と迅速公平な支給を図るものとする。

1 実施責任者

- (1) 被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給は、災害救助法の基準に準じて町長が行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合の被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が行う。

2 供給基準

被災者に対する生活必需品の給与は、次の基準で実施する。

(1) 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下「生活必需品」という。）」を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、これらを直ちに入手することができない状態にある者を対象とする。

(2) 給与又は貸与の方法

ア 生活必需品の調達、供与等は町長が実施するが、町において調達することが困難な場合は、県に対し備蓄物資の放出又は調達を要請する。

イ 町長は、災害状況及び被害世帯構成員別に基づき品目等を考慮して救助物資の購入計画を立案し、これに従って速やかに供給するものとする。

ウ 給与又は貸与品目は次に掲げる品目の範囲内とする。

(ア) 寝具

(イ) 外衣

(ロ) 肌着

(エ) 身回り品

(オ) 炊事用具

(カ) 食器

(キ) 日用品

(ク) 光熱材料

(3) 費用

生活必需品の給与又は貸与のために支出できる費用は、【資料編 1-4-8 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」】に定めるとおりである。

なお、季別の適用については災害発生の日をもって決定する。

(4) 期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(5) 災害救助法が適用された場合の生活必需品の費用の限度額

【資料編 1-4-8 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」】

3 生活必需品の備蓄調達

(1) 備蓄調達体制

生活必需品の迅速な給与が行えるよう、町長は、被災者人数 300 人分に相当する備蓄を目標数量とするが、必要量を確保調達できるように、関係業者との協力体制を整備するものとする。

(2) 生活必需品の備蓄場所

名 称	所 在 地	電話番号
鳩山町役場防災倉庫	鳩山町大字大豆戸 184-16	296-1211
鳩山小学校防災倉庫	鳩山町鳩ヶ丘 1-16-1	296-2181
多世代活動交流センター防災倉庫	鳩山町松ヶ丘 4-1-1	—
今宿コミュニティセンター協防災倉庫	鳩山町大字赤沼 2608-5	—

(3) 生活必需品の調達計画

生活必需品の調達先は、【資料編 1-4-7 「生活必需品等調達(予定)先一覧表」】による。

(4) 生活必需品の輸送計画

町長は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき鳩山町商工会及び販売業者と十分に協議し、生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

(5) 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給付又は、貸与に要した費用等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内で町が県に請求できる。

第15節 帰宅困難者対策

町では、町外に通勤・通学している町民が多いと同時に、町外から通勤・通学している人もいる。このため、大規模地震の発生時間によっては多くの人が帰宅困難になることが予想される。帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

第1 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

＜帰宅困難者に伝える情報例＞

- ・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・危機管理・災害情報ブログによる情報提供 ・駅前の大型ビジョンによる情報提供 ・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起
市町村	誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・緊急速報エリアメールによる情報提供
鉄道機関	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル（171） ・特設公衆話の設置等
各携帯事業者	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言板
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）

第2 企業・学校等における帰宅困難者対策

1 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等同様な対応が取れるよう対策を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

2 学校における帰宅困難者対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

第3 帰宅支援

1 帰宅活動への支援

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

実施機関	項目	対策内容
県、市町村	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布
	一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道機関	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力株式会社	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

2 帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。地域の避難所は、地元の避難所で満員になる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

第16節 遺体の取扱い

災害時において死亡及び死亡していると推定される者については、搜索及び処理を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施する。

第1 遺体の搜索

1 遺体の搜索、処理等の実施

(1) 実施責任者

遺体の搜索、収容及び埋・火葬は町長が行う。

(2) 搜索等の対象

遺体の搜索は、災害により死亡又は行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者に対して行う。

また、遺体の処理は、災害により死亡した者について行うものとする。

2 遺体の搜索

(1) 搜索活動

死亡及び死亡していると推定される者に対しての搜索を行う場合には、搜索隊及び作業班を編成してこれにあたるものとする。

また、被害により必要がある場合には、警察、自衛隊等に支援の要請を行う。

(2) 行方不明者に対する相談窓口の設置

町は、相談窓口を設置し、西入間警察署と連携を図りながら行方不明者に関する問合せ等に対応するものとする。

(3) 災害救助法を適用した場合の遺体の搜索基準

災害救助法を適用した場合の遺体の搜索は、次の基準で実施するものとする。

ア 遺体の搜索は、機械器具を用いて行うものとする。

イ 遺体の搜索の費用の限度額

【資料編 1-4-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

3 遺体の処理

(1) 遺体の処理

遺体の処理は、次の事項について行うものとする。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒

イ 遺体の一時保存

ウ 検案（医師等による）

エ 検視・見分（警察官による見分）

(2) 遺体の収容

ア 町は、警察官による検視（見分）及び医師による検案を終えた遺体について、県に報告のうえ、遺体収容所に輸送し収容する等の措置を講ずる。

イ 遺体収容所は、原則として中央公民館とする。

ウ 収容した遺体については、警察署及び地元の協力を得て身元引受人の発見に努め身元不明者については遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、発見時の状況、特徴等を記録し、遺留品を保管する。

エ 遺体収容所の開設にあたっては、納棺用品等を確保するとともに、遺体処理台帳を作成

して納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。

オ 遺族、その他の関係より遺体の引取りを希望する者があるときは、確認のうえ、遺体処理台帳に記載し引き渡すものとする。

- (3) 災害救助法を適用した場合の遺体の処理に支出できる費用の限度額

【資料編 1-4-8「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」】

第2 遺体の埋・火葬

- 1 身元が判明しない遺体及び引取り手のいない遺体の埋・火葬は、町長が実施する。

- (1) 遺体埋火葬許可証の発行

町長は、遺体埋火葬許可証を発行する。

- (2) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい、縁故者に引き渡すものとする。

ウ 火葬は、広域静苑組合越生斎場で実施する。

(住所 入間郡越生町大字鹿下 338 番地 6 電話番号 049-292-5955)

- (3) 遺体の埋葬

収容した遺体が多数のため、火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。

仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋蔵又は収蔵する。

- (4) 埋・火葬の調整及び斡旋

身元が判明している遺体の埋火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、棺やドライアイス等の不足から埋・火葬が行えないと認める場合、町は業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。必要があれば県及び他市町村へ協力を要請する。

- 2 災害救助法を適用した場合の遺体の埋・火葬は、次の基準で実施するものとする。

- (1) 埋葬は、町内で実施する。

- (2) 火葬は、広域静苑組合越生斎場で実施する。

- (3) 遺体が他の市町村（法適用地域外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引取る暇がない時は、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋火葬を実施するものとする。

- (4) 遺体の身元が判明していない現今で、り災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記(3)に準じて実施するものとする。

- (5) 費用・期間等

ア 次の範囲内においてなるべく棺又は棺材料等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。

(ア) 棺(付属品を含む)

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨壺又は骨箱

イ 支出できる費用の限度額

【資料編 1-4-8 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」】

第17節 環境衛生

災害時におけるごみ及びし尿、ならびに災害に伴って発生した廃棄物を迅速に処理し被災地の環境保全を図るものとする。

第1 廃棄物処理

1 ごみ処理

(1) ごみ処理計画

ア ごみ排出量の推定

災害時には、通常的生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみが排出されることが考えられる。排出量については、全壊家屋一戸あたり5t、半壊家屋一戸あたり2t、落下廃棄物一件あたり1tとし排出量を推定、町の平常時における処理計画等を勘案し、その対策を立てるものとする。

イ 一般廃棄物の収集及び処分の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)に定めるところにより、災害発生の日からなるべく早い収集を行い処分するものとする。ただし作業通路に障害がある場合は、障害物除去の計画及び復旧計画の進行に併せて速やかに完了するものとする。

ウ 分別収集体制の確保

災害直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想されるが、当初からの分別収集が後の適正な処理・処分に大きく影響するため、町は災害時の分別収集体制の確保を図る。

エ 応急清掃の実施

災害の実情に即して清掃業務にあたるとともに、必要に応じ関係業者に対して委託し実施するものとする。

(2) 処理体制

被災地におけるごみの収集・運搬は、可燃物と不燃物に分別して、埼玉西部環境保全組合において処理を行う。

災害により、ごみ処理施設が被害を受けた場合には、施設の早期復旧を図るとともに、ごみ処理施設県内協力体制実施協定に基づき、処理可能な施設管理者に協力を要請するものとする。

名 称	所 在 地	区 分	処 理 場
埼玉西部環境保全組合 高倉クリーンセンター	鶴ヶ島市大字高倉 593-4	可燃物	180t/日 (60t×16h×3 炉)
埼玉西部環境保全組合 川角リサイクルプラザ	毛呂山町大字川角 1959-1	不燃物	45t/日 (5h)

(3) 処理対策

被災地の環境悪化を1日でも早く回復させるため、ごみ処理を第1次対策と第2次対策に分けて対処するものとする。

ア 第1次対策

処分場への短期間大量投入が困難なため、周辺環境に十分注意しながら公有地等を利用

して、町内に数ヶ所の臨時ごみ集積場を確保し、これを活用し収集可能となった時点から、災害復旧計画に従って平常作業の人員及び応援臨時備上げの人員ならびに機材により対処する。

イ 第2次対策

第1次対策に従って、臨時ごみ集積場に搬入されたごみは、応援及び臨時備上げ人員及び機材を活用して処分場に搬出し、処分するものとする。

2 し尿処理

(1) し尿処理計画

ア し尿排出量の推定

災害時には、電気・ガス・水道等のライフラインが一時的にストップし、し尿の適正な処理が不可能となることが予想される。このため、災害時に適正な処理が必要となる。

イ し尿処理体制の確保

町は、被災地の公衆衛生、生活環境の確保のため緊急時における処理体制を速やかに確保する必要がある。このため、被害を受けたし尿施設の早期復旧を図るとともに、緊急時相互応援協定に基づき、被害の少ない市町村に人員や車両の応援を求める。

ウ し尿処理資材の備蓄状況

資 材 名	数 量	保管場所	保管責任者
簡易トイレ	300 個	鳩山小学校防災倉庫	総務課長
簡易トイレハウス	25 基	同上	同上

エ し尿収集・運搬及び処理

被災地におけるし尿の収集・運搬は、許可業者が行い、坂戸地区衛生組合で処理するが、状況によっては近隣市町村の応援を要請する。

名 称	所 在 地	処理能力
坂戸地区衛生組合衛生センター	坂戸市大字上吉田 656-1	400kℓ

許 可 業 者 名	代 表 者	住 所
(有)安 川 商 事	安 川 良 枝	毛呂山町大字前久保 378
(有)新 東	齋 藤 正 子	毛呂山町大字阿諏訪 1483
毛 呂 山 清 掃	岡 田 健 次	毛呂山町大字大類 522-1
(有)清水設備工業所	清 水 光 良	鳩山町大字大豆戸 345-7
(有)太 盛	斉 藤 實	毛呂山町苦林 382
笹 沼 商 事 (株)	笹 沼 茂 子	坂戸市花影町 7-7

3 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物発生量の推定

災害時においては、大量の災害廃棄物が発生することが予想されるため、必要な機材や仮置場を確保する必要がある。

(2) 処理体制の確保

災害廃棄物の処理については、原則として次の処理体制で行う。

ア 個人住宅・中小企業

自己処理を原則とするが、それができない場合は、町が解体、処理を行う。

イ 大企業の事業所

大企業において、自己処理を行う。

ウ 公共・公益施設

公共施設の管理者が、自己処理を行う。

(3) 処理対策

ア 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋などの災害廃棄物は、一時期に大量に発生することが予想されるため、町は仮置場の確保を検討する。

イ 分別収集体制の確保

災害により大量に発生する災害廃棄物が効率よく処理・処分されるためには排出時における分別の徹底が必要なため、その確保策の検討を行う。

ウ 適正処理・リサイクル体制の確保

災害時においては災害廃棄物が大量に発生するため、それらの最終処分はかなり困難となることが予想される。

そこで、緊急時の相互援助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておく。

4 廃棄物処理施設の機能の確保及び復旧

(1) 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な維持管理が難しくなり、ひいては周囲の環境破壊を引き起こすおそれが考えられるので、施設の管理を十分に行う必要がある。

(2) 復旧対策

被害が生じた場合には、各行政区の環境保全委員等の協力を得て、状況の把握と応急復旧に当たる。また、被害状況を勘案し、災害復旧費補助金を受ける場合には、その取扱要項に従い早急に県に報告するなどの処置を講ずるとともに、収集作業に影響を与えるような場合には、とりあえず期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策をたて、効果的な清掃活動を行う。

第2 防疫活動

1 防疫業務の実施基準

(1) 浸水家屋、そ族昆虫駆除等の消毒基準

浸水家屋、そ族昆虫駆除等の消毒に関しては、以下の基準に基づき実施するものとする。

ア 家屋

浸水程度	消 毒 方 法	
	室内、床下、便所他(石灰)	井戸(晒粉)
床上浸水	一戸当り 6 kg	一戸当り 200 g
床下浸水	一戸当り 6 kg	一戸当り 200 g

イ 昆虫駆除(使用薬剤5%ジクロロポス乳剤)

ハエの幼虫	ハエの成虫	蚊の幼虫	ノミ	ゴキブリ
●発生場所に200倍液を20/m ² 散布 ●ごみ・堆肥には400倍液を40/m ² 散布	生息場所に15倍液を直接成虫に向け適宜噴霧	発生場所に40ml/水量1 m ³ 散布	生息、発生場所に10倍液を直接適宜噴霧	潜み場所に10倍液を直接適宜噴霧

ウ そ族駆除(ねずみ族)

使 用 薬 剤	使 用 方 法	
アンツー製剤	α-ナフチルオレア(20%)	20%の散粉剤として施用させる。
カイソウ配糖体を含有する製剤	シリロシド(0.03~1.4%)	0.03%から0.25%のえさとして施用させる。
クマリン系殺そ剤	クマテトラリル製剤(0.0375~0.75%)	0.0375%から0.05%のえさとして5日以上連用させる。 0.75%の散粉剤として施用させる。
	フマリン製剤(0.025~1.0%)	0.025%から0.1%のえさとして5日以上連用させる。 0.1%から0.5%の散粉剤として施用させる。
	ワルファリン製剤(0.025~1.0%)	0.025%から0.1%のえさとして5日以上連用させる。 0.1%から0.5%の散粉剤として施用させる。
	ノリボルマイド製剤(0.5~1.0%)	0.5%から1%のえさとして施用させる。

(2) 防疫業務の実施方法

ア 検病疫学調査

保健所の指導により、主として保健婦及び防疫職員を中心として、聞き込みにより在宅患者の調査を行い、発見した場合は感染源等を調査する。

イ 健康診断

消化器疾患に重点を置き、発生又は疑いのある地域住民について検便を実施する。

ウ 清掃方法

伝染家屋内外、便所、給水給食施設の清掃を行う。

エ 消毒方法

県の指導を受け、被災地区の家屋及び避難所等に薬品による消毒を実施する。

オ そ族昆虫の駆除

汚染地域の蚊、はえ発生場所に対する薬品の散布及び発生原因の除去を行う。

また、必要に応じねずみ駆除を実施する。

カ 予防接種

定期、臨時接種とも町長が実施するが、緊急の場合、県において実施する。

第3 動物愛護

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

2 避難所における動物の適正な飼養

(1) 町は、避難所を設置する地域と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

3 情報の交換

町は、県や獣医師会等関係団体と連携して、次のような情報を収集、提供する。

(1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支

援

- (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- (3) 他県市町村への連絡調整及び要請

第18節 公共施設等の応急対策

第1 建築物・宅地

1 建築物の応急危険度判定制度の整備

大地震発生後の余震等による建築物の二次災害を防止し、住民の安全確保を図るため、これら被災建築物の安全性の判定等を目的とする被災建築物の応急危険度判定を行う必要がある。このため、応急危険度判定体制の整備を図る必要があることから、町では、埼玉県応急危険度判定体制整備計画に基づき応急危険度判定を実施するため、県への支援要請を主とした組織体制の整備を図る。

2 応急対策指導

町は、各公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全確保を図り、自主的な災害活動により被害の軽減を図り、また、震災後における災害復旧が順調に行われるように、以下の措置を講じるよう指導するものとする。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期すること。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずること。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずること。
- (4) 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとること。
- (5) 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とすること。
- (6) 被害状況を町担当部局に報告すること。

3 応急危険度判定

応急危険度判定とは、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としている判定であり、主として外観・目視によって判定される。

応急危険度判定は原則として、すべての被災建築物を対象とする。しかし、被災後短期間に判定を行う必要があることから、被災状況によってやむを得ない場合は、被災建築物の用途、階数、立地条件等から、早期に当面の使用の可否を確認する必要性の高い建築物の判定を優先することとする。

また、応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、町長は必要に応じて県に対して支援要請を行う。

4 応急措置

町は、町有の被災建築物に対して適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。二次災害の防止のための応急措置を実施するにあたり、人員、資機材が不足する場合は、県労働部に要請を行う。

第2 ライフライン施設

1 上水道施設応急対策計画（水道課）

震災による応急給水が長期に及ぶことは、町民生活に重大な影響を与えるので、被害施設の復旧時間を短縮するため取・導水施設ならびに浄水施設の十分な機能を確保し、送水管は浄水場に近しい箇所から復旧に着手して逐次送水復帰を図りつつ、浄水供給施設としての機能を回復維持する。

2 下水道施設応急対策計画（公共下水道組合・産業振興課・生活環境課）

- (1) 下水管渠の被害に対し、汚水、雨水のそ通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する。
- (2) 工事施工中の箇所においては、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせるものとする。
- (3) 非常災害時に備えて、応急資材と応急器具を備蓄するものとする。
- (4) 停電のためポンプ場及び処理場の機能が停止した場合、自家発電装置によって排水不能事態が起こらないようにする。

3 道路施設応急対策計画（まちづくり推進課）

(1) 現況

本町の主要道路は、主要地方道東松山越生線、一般県道玉川坂戸線、岩殿岩井線、石坂高坂停車場線の県道4路線及び町中央部とニュータウンを結ぶ町道第66号線をはじめとする一、二級路線の幹線によって構成されている。

主要路線

区分	路線数	総延長
一級路線	13	18,276.9m
二級路線	24	20,523.6m

(2) 活動方針

被災した道路を速やかに復旧する。また、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去を警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。特に、避難、救出、緊急物資の輸送に必要な主要路線は、重点的に優先して行う。

(3) 道路施設応急対策

道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧、障害物の除去を行い、交通の確保に努めるものとする。

第3 その他施設

1 電気施設応急対策計画

町長は、人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる重要施設等の応急対策及び復旧対策について、東京電力株式会社と協議し、具体的な計画を樹立する。

2 ガス施設応急対策計画

町長は、人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる重要施設等の応急対策及び復旧対策について、坂戸ガス株式会社と協議し、具体的な計画を樹立する。

3 電気通信設備の応急対策計画

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、または発生する恐れがある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉支店が実施する応急対策は次のとおりである。

(1) 応急対策

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、

社内規定により、埼玉支社に災害対策本部を設置し対応する。

(イ) 情報連絡

災害が発生し、または発生する恐れがある場合、町対策本部、その他各関連機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

イ 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

(ア) 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、回線網整備等を通確保の措置を講ずる。

(イ) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所等により災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(ウ) 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要回線を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

(エ) 災害用伝言ダイヤル 171 等の提供

地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル 171 等を速やかに提供する。

ウ 応急復旧対策

災害にともなう電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(ア) 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(イ) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資機材及び輸送の手当てを行う。

4 家畜及び畜産施設の応急対策計画

町長は、地震が発生した場合、家畜及び畜舎施設等の被害の状況を川越家畜保健衛生所に報告する。

第19節 応急住宅対策

第1 被災住宅の応急修理

1 対象となる住宅

災害により、住家が半壊又は半焼し、浴室、便所、台所等日常生活に欠くことのできない部分が被災し、自己の資力では応急修理できない住宅を対象とする。

2 対象者の調査及び選定

災害救助法適用の場合は町が損壊状況、被災者の資力、その他の生活条件の調査を実施し報告、証明書などを発行する。

同法が適用されない場合で、町長が実施の必要を認めたときは、町において調査し選定する。

3 修理の方法

(1) 施工業者

町長が建設業者等に協力を依頼して実施する。

(2) 経費

1戸当りの修理経費の基準は、災害救助法の規定による。

【資料編 1-4-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

(3) 工事の期間

原則として、災害発生の日から1月以内とする。

第2 応急仮設住宅の供給

1 設置場所

設置場所については、下記のとおりとする。

場 所	面 積	所 有 者
鳩山中学校第1グラウンド	11,892 m ²	鳩山町

2 設置基準等

(1) 規模

1戸当り 29.7 m² (9坪) を基準とする。

(2) 型式

原則としてプレハブ住宅とする。

(3) 経費

災害救助法の規定による。

【資料編 1-4-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

(4) 着工時期及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとしその供与期間は、完成の日から2年以内とする。

3 入居者の選定

次の各号に該当するもので、実施責任者が特に必要であると認めた者とする。

(1) 住家が全焼、全壊又は流失した者

- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力をもってしては、住家を確保することができない者で例示すれば次のとおりである。
 - ア 生活保護法の被保護者ならびに災害時要援護者
 - イ 特定の資産のない高齢者、障害者等
 - ウ 上記に準ずる者

第3 住宅関係障害物の除去

1 実施責任者

- (1) 住居等の日常生活に欠くことのできない場所に堆積した障害物の除去は、町長が行う。災害救助法適用後も同様である。
- (2) 第一次的には、町保有の器具、機械を使用して実施する。
- (3) 労力又は機械力が不足する場合は、県（東松山県土整備事務所）に要請し、隣接市町村からの派遣を求める。
- (4) 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業協会等から資器材、労力等の提供を求める。

2 実施方法

(1) 町の対応

関係部、消防団及びその他の団体の協力を得て作業班を編成派遣し、被害が相当大規模な場合には、知事に対して自衛隊の派遣を要請するものとする。

- (2) 障害物が小規模で、住民自ら又は共同して処理することが可能なものについては、自主的処理を要請することができる。

3 住家等における障害物の除去

住家等に堆積した土石、竹木等の除去は、該当する住家を早急に調査のうえ、次に掲げる災害救助法の基準に基づき実施する。実施にあたっては、半壊又は床上浸水等住家の数量を把握したうえで対象となる戸数を算定し、特に急を要するものを優先して実施する。

- (1) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- (2) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したもの。
- (5) 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

4 経費

1 戸当りの修理経費の基準は、災害救助法の規定による。

【資料編 1-4-8 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」】

5 工事の期間

災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、町長はその結果を県へ報告するものとする。

第20節 文教対策

第1 応急教育

1 災害復旧時の対応

(1) 文教施設・設備の応急復旧対策

ア 町長は、災害により文教施設・設備が被災した場合には、被害の程度を迅速に把握し、応急修理可能な場合には可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備を確保する。

イ 校舎の全部又は大部分が被害を受け、教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮設校舎建設の計画をたて、その具体化を図る。

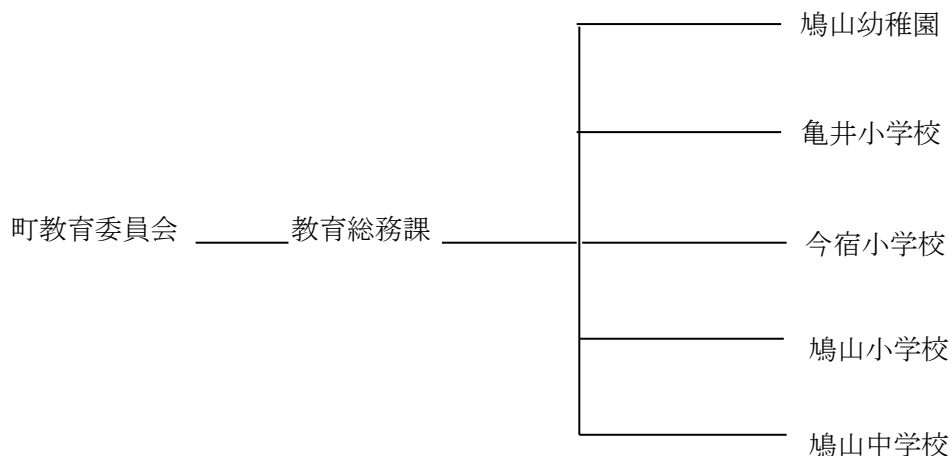
(2) 応急教育の実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は、体育館、当該学校以外の最寄りの学校、公民館等の場所を使用して、教育を実施するものとする。

(3) 応急教育の方法

ア 校長(園長を含む。)は教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、園児・児童・生徒等の被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。

イ 町教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め連絡網を確立し、情報及び指令の伝達に万全を期する。



ウ 応急教育計画に基づき学校に収容できる園児・児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開にあたっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。

エ 避難した園児・児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記ウに準じた指導を行うように努める。

オ 避難場所に学校を提供したため長期間学校が使用不能の場合には、町教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。

カ 校長は、災害の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡のうえ、出来るだけ早く平常授業にもどすよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

キ 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり、通常の教育が

実施し難いことも予想されるので、実情に応じた適当な措置により、授業が継続実施できるように努める。

ク 被害の程度により臨時休校等の措置をとり、授業のできなかった時間については、補習授業等を行う。

(4) 給食等の措置

ア 学校給食センターが被災した場合は、速やかに復旧措置を講じ、正常運営の回復に努めるものとする。

イ 保管中の食材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。

ウ 学校給食センターの施設を利用して、一般住民の炊き出しを行う場合にあっては、学校給食に影響のないよう調理の時間配分等に留意するものとする。

(5) 教育実施者の確保

災害による教員の被災状況を的確に把握し、欠員を生じた場合は、県教育委員会と連携し、不足職員の緊急派遣を求める等、応急教育に支障を来さないよう努めるものとする。

(6) その他の事項

ア 学校等において、平常より避難訓練等を実施し、不時の災害に備えるものとする。

イ 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報を収集し、臨時休校の措置を含め、園児・児童・生徒等の安全確保に努める。

ウ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当等を行う

エ 学校等においては、保健衛生に充分注意し、建物内外の清掃、清浄な飲料水の確保及び伝染病等の予防に万全を期する。

オ 災害救助法関係及びその基準以外の教材用品の調達及び配給については、町教育委員会及び各学校等において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

第2 教材・学用品等の配給

1 給与の対象

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対し被害の実情に応じ教科書(教材を含む。)、文房具及び学用品を支給する。

2 給与の時期

災害発生の日から教科書(教材を含む。)については1ヶ月以内、文房具及び学用品については、15日以内とする。

3 給与の実施

(1) 災害救助法が適用された場合、教科書の給与については町長が実施しその費用を県に請求する。

(2) 文房具、学用品については、町が被害の実情に応じ現物にて支給する。

4 災害救助法が適用された場合の学用品の費用の限度

【資料編 1-4-8 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」】

第3 文化財の応急措置

本町には、現在、国・県・町指定建造物は存在しないが、将来的な指定物件の発生を考慮すると、建造物が被災した場合は、以下のような応急措置を施し、本修理を待つこととする。

- 1 被害の拡大を防ぐため、所有者・管理者と連絡を取り合って応急修理を施す。
- 2 被害が大きいときは、損壊を防ぎ、覆屋などを設ける。
- 3 被害の大小にかかわらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。

美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び整備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

また、宝篋印塔・五輪塔などの石造物には崩壊するおそれのあるものもあるが、被害の程度によっては、復旧が可能であり、所有者・管理者と連絡を取り合って保存の措置を進める。

【資料編 2-2-8 「文化財一覧表」】

第21節 避難行動要支援者への配慮

近年の災害からみると、要配慮者のうち、避難行動要支援者が被害に遭うことが多くなっている。

このため、町は、高齢化社会、国際化社会の到来に対応し、要配慮者の防災対策を推進していくものとする。推進に当たっては、地域の住民との協力が不可欠のため、行政と地域の住民が一体となって取り組んでいく。

第1 避難行動要支援者の対策 【健康福祉課 高齢者支援課 総務課】

1 避難行動要支援者の範囲

(1) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）とする。

ア 高齢者

(ア) 要介護認定者で要介護3以上の者

(イ) 一人暮らしの高齢者（75歳以上）

(ウ) 高齢者のみの世帯（75歳以上）

イ 障がい者

(ア) 身体障がい者のうち身体障害者手帳を有する者で、1・2・3級に該当する者

(イ) 知的障がい者のうち療育手帳を有する者で㊤・Aに該当する者

(ウ) 精神障がい者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者で1級に該当する者

ウ その他町長が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及び入手方法

ア 関係課で把握して情報の集約

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町関係課で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握することとする。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、埼玉県その他関係機関に情報提供を求める。なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

2 避難行動要支援者名簿の作成

町は、町内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、町防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成するものとする。

【避難行動要支援者名簿の記載事項】

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

3 避難支援等関係者への事前の名簿情報提供

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な場合に限り、町防災計画の定めるところにより、西入間広域消防本部、鳩山消防団、埼玉県西入間警察署、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める鳩山町民生委員・児童委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項の規定に当たる鳩山町社会福祉協議会に対し、避難行動要支援者名簿の名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

4 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は、避難行動要支援者名簿を毎年1回更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有することが重要であるため、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、適切に周知を図る。

(3) 避難行動要支援者名簿の情報提供に際する情報漏えい防止対策

町は、避難行動要支援者名簿情報を適正に管理するため、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要であるため、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次のような措置を講ずる。

ア 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供及び措置

(ア) 町は避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

(イ) 町は、災対法に基づき避難支援等関係者個人に、守秘義務が課せられることについて十分に説明を行う。

(ウ) 町は、施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導を行う。

- (エ) 町は、受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導を行う。
- (オ) 町は、避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導を行う。
- (カ) 町は、年1回、提供した避難行動要支援者名簿の取扱状況を避難支援等関係者から報告を求めるものとする。

イ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によって町行政の機能が著しく低下することを考え、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

(2) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供への同意

町担当課は郵送や個別訪問などにより、避難支援等関係者への名簿情報の提供について避難行動要支援者の同意を得られるよう直接的に働きかけるものとする。

5 避難行動要支援者名簿の活用体制の整備

(1) 避難のための情報提供体制の整備

ア 避難準備情報等の発令・伝達体制の整備

町は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう本編第11節「避難」に基づき、避難準備情報等の発令・伝達を適時適切に行う。なお、避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報であるため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を開始できるようその発令及び伝達に当たっては、次の点を特に配慮する。

- (ア) 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- (イ) 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。
- (ウ) 高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで伝達すること。

イ 多様な手段の活用による情報伝達体制の整備

町は、自然災害発生時、緊急かつ着実な避難指示等が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールの活用など日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせた、多様な情報伝達の手段の活用による情報伝達体制の整備に努める。

【情報伝達の例】

聴覚障がい者：FAXによる災害情報配信 聴覚障がい者用情報受信装置
視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
その他：メール配信等によるインターネットを通じた情報提供

(2) 避難支援等関係者の安全確保の体制整備

ア 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

(ア) 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿の情報に基づいて避難支援を行うこととする。

避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

(イ) 避難支援等関係者の安全確保の措置

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくよう指導する。なお、安全確保措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難行動支援等関係者を含めた地域住民全体で話しあって、ルールを決め、計画を作り、周知を行うよう指導する。

(3) 避難行動要支援者全体計画及び個別計画の策定

本町は、丘陵地と低地からなっており、高齢化も進んでいるため、こうした地域の特性に十分配慮し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者及び避難支援等関係者の安全確保を図る避難行動要支援者全体計画を町防災計画の下位計画として作成する。

また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に併せて、平常時から個別計画の策定を進めるものとする。

(4) 救急医療情報キットの普及

町は、救急および緊急時に迅速な支援が行えるよう、緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管することで、万一の場合に備えることを目的とする救急情報キットを要配慮者に普及するよう努める。

(5) 防災教育及び訓練の実施

町は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報紙、パンフレット、チラシの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、住民に対しても避難行動要支援者の救援・援護に関する訓練を実施するよう努める。

(6) 地域との連携

ア 役割分担の明確化

町は、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

イ 社会福祉施設との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っておく。

ウ 地域見守り支援ネットワーク等の活用

町は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及び協力団体による

安否の確認などを行う、地域見守り支援ネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

6 避難行動要支援者を含む要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

(1) 福祉避難所の指定

避難行動要支援者を優先的に収容することができる福祉避難所として、町は、社会福祉法人鳩山松寿会と災害時応援協定を締結している。

今後は、災害発生直後に避難できるように、指定避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる場所の確保を検討していくものとする。

(2) 福祉避難所の環境整備

ア 施設のバリアフリー化、通風・換気の確保、冷暖房設備の整備、非常用電源の確保に努めるものとする。

イ 視覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、最低限、ラジオ、テレビ、筆談用の紙と筆記用具等を準備しておくとともに、文字放送テレビやファクシミリ の設置、外国語や絵文字による案内板の標記など、多様な伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 避難行動要支援者に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、避難行動要支援者に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者支援班を整備

町は、あらかじめ福祉避難所担当職員を指名するなど、避難行動要支援者支援班の整備を図るものとする。また、自治体間の相互応援協定による職員派遣のほか、社会福祉協議会等の関係機関、社会福祉施設の職員やそのOB、障がい者・高齢者等の支援団体、専門家・専門職能団体等と平常時から連携を図り、支援体制の整備を図るものとする。

※専門職能団体：医師、看護師、ソーシャルワーカー等の専門職による団体

7 相談体制の確立

町は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から支援体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

第2 社会福祉施設等入所者の対策 【健康福祉課 高齢者支援課 総務課】

1 災害対策を網羅した防災計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生を想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、町は西入間広域消防本部と連携をしてこれを指導するよう努める。

2 組織体制の整備

(1) 自衛防災組織の編成

施設の職員により情報収集、消火、入所者の安全確保、救護等の班で構成する自衛のた

めの防災組織をあらかじめ編成し、訓練等を通じて体制の充実強化を図る。

(2) 夜間体制の整備充実

夜間の発災に対処するため、各施設における入所者の状況等を考慮し、夜間の職員の配置や非常参集体制の整備充実に努める。

3 緊急連絡体制の整備

(1) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(2) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

(3) 災害情報等の連絡調整

町は、町内の社会福祉施設を把握した上で、施設管理者との間で災害情報等の連絡方法について定めておくものとする。

4 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等の避難路を確保し、入所者の所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

5 施設間の相互支援システムの確立

町は、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援したりするなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

6 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを指導する。

【備蓄物資】

- ・ 非常用食料（高齢者食等の特別食を含む。）（3日分以上）
- ・ 飲料水（3日分以上）
- ・ 常備薬（3日分以上）
- ・ 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- ・ 照明用具
- ・ 熱源
- ・ 移送用具（担架・ストレッチャー等）

7 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的を実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯など悪条件を考慮した防災訓練を定期的を実施するものとし、町はこれを推進する。

8 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所

者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の行政区やボランティア団体及び近くの大学・高校等との連携を図っておく。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

第3 外国人への対策【町民課、政策財政課、総務課】

1 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、住民基本台帳等に基づき、平常時から外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備

町は、避難所や避難経路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、町は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

3 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やガイドブック、ホームページ等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

4 防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

5 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保に努める。

第3章 復旧復興

第1節 災害復旧

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図るものとする。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成するものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

- 1 公共土木施設災害復旧計画
河川公共土木施設事業復旧計画
林地荒廃防止施設事業復旧計画
道路公共土木施設事業復旧計画
- 2 農林水産業施設事業復旧計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上、下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11 その他の計画

第2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

- 1 法律に基づく財政援助措置
国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は援助する。
財政援助根拠法令は次のとおりである。
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 - (2) 公立学校施設災害復旧国庫負担法
 - (3) 公営住宅法
 - (4) 土地区画整理法
 - (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 - (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - (7) 予防接種法

(8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。

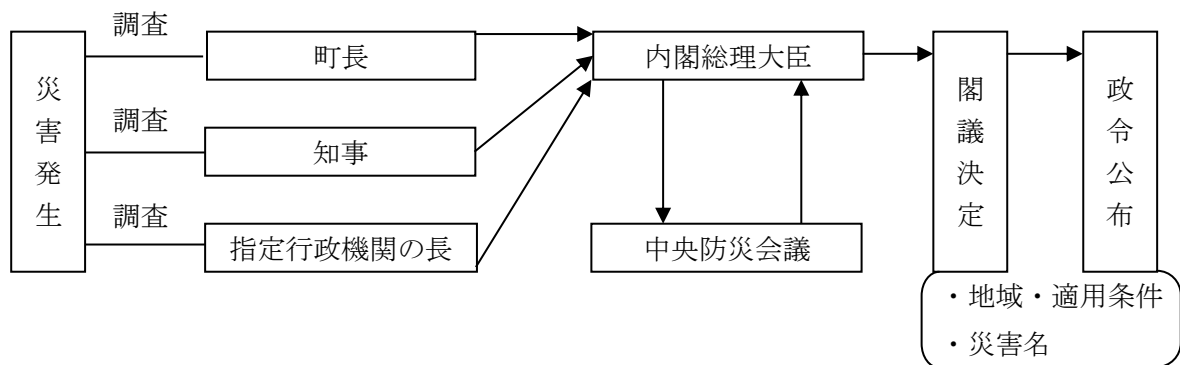
(9) 農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律

(10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続きについては、下図のとおりである。



(1) 財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(ア) 公共土木施設災害復旧事業

(イ) 公共土木施設復旧事業関連事業

(ロ) 公立学校施設災害復旧事業

(ハ) 公営住宅災害復旧事業

(ニ) 生活保護施設災害復旧事業

(ホ) 児童福祉施設災害復旧事業

(ヘ) 老人福祉施設災害復旧事業

(ト) 身体障害者更正援助施設災害復旧事業

(チ) 精神薄弱者援護施設災害復旧事業

(リ) 女性保護施設災害復旧事業

(ニ) 感染症指定医療機関災害復旧事業

(シ) 感染症予防事業

(ス) 堆積土砂排除事業

(セ) たん水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

(ア) 農林水産の災害復旧事業に係る補助の特別措置

(イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

(ロ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
 - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
 - ウ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保障の特別措置
 - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - (ウ) 事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 中小企業に対する資金の融通に関する特例
 - エ その他の財政援助及び助成
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 日本私学振興財団の業務の特例
 - (エ) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
 - (オ) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
 - (カ) 水防資材費の補助の特例
 - (キ) り災公営住宅建設資金の特例
 - (ク) 産業労働者住宅建設資金の特例
 - (ケ) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - (コ) 雇用保険法第10条に規定する雇用保険の被保険者に対する失業給付金の支給
- (2) 激甚災害に関する調査
- 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第3 災害復旧事業の実施

1 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と協力の上、復旧事業を早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとるものとする。

復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得るように努めるものとする。

2 災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行っていくものとする。

第2節 災害復興

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第1 震災復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

第2 震災復興計画の策定

1 震災復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。

震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 震災復興計画の策定

町は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3 震災復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 震災復興事業の実施

(1) 町は、震災復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

(2) 町及び県は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。

第3節 生活再建への支援

第1 被災者の生活の確保

1 り災証明の発行

り災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、町長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

(1) り災証明の対象

り災証明は、災対法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。

ア 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水

イ 火災による全焼、半焼、水損

(2) り災証明を行う者

り災証明は、町長が行うものとし、り災証明書の発行事務は、災害対策本部が設置されている場合は、統括渉外部が担当し、それ以外の場合は、総務課が担当するものとする。

ただし、火災によるり災証明は、西入間広域消防組合が行う。

(3) り災証明の発行

り災証明は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、町長若しくは西入間広域消防組合が作成したり災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととする。

(4) 証明手数料

り災証明については、現在、証明手数料を200円徴収しているが、今後徴収しないことも検討する必要がある。

(5) り災証明の様式は、次のとおりとする。

ア り災証明申請書【資料編2-3-1「り災証明申請書」】

イ り災証明書【資料編2-3-2「り災証明書」】

ウ り災証明交付簿【資料編2-3-3「り災証明交付簿」】

2 被災者の生活確保

災害により被害を受けた住民が、早期に再起更生できるよう、被災者に対する職業の斡旋、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等の実施により、被災者の生活確保を図る。

(1) 職業の斡旋

災害により離職を余儀なくされた、被災者に対する職業の斡旋については、県労働部が公共職業安定所を通じ、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施などにより早期再就職の促進を図ることになっている。

町は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、県労働部に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

(2) 租税等の徴収猶予及び減免

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者、被保険者等に対し、地方税法又は町条例等の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する

期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をそれぞれの災害の実態に応じ適時適切に講じるものとする。

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

町は、救助法及び町条例等の規定に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給するものとする。

ア 災害弔慰金の支給【資料編 2-3-4「災害弔慰金の支給」】

イ 災害障害見舞金の支給【資料編 2-3-5「災害障害見舞金の支給」】

(4) 尋ね人の相談

町は、県及び県警本部と協力を図り、尋ね人の相談、照会等に当たるものとする。

ア 町民からの相談に対し、県、県警察本部及び関係市町村へ照会し、相互に協力して発見に努めるものとする。

イ 必要に応じ、新聞、テレビ及び広報誌等により照会する。

第2 被災者への融資

1 被災者個人への融資

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び町の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を、予算の範囲内で行う。

(1) 災害援護資金及び住宅資金の貸付

生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自力更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：1年以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3%据置期間中は無利子

生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250万円以内ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情が有る場合は350万円以内（災害援護資金と住宅資金の重複貸付）
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3% 据置期間中は無利子

(2) 住宅復興資金の貸付

住宅金融公庫は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融公庫法の規定に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付

貸付対象者	り災直前の建物価額の5割以上の被害を受けた者で、1戸当りの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者。 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 耐火・準耐火・木造（耐久性）1,160万円以下 木造等1,100万円以下 ② 土地取得費770万円以下 ③ 整地費380万円以下
利率	年2.2%（平成18年10月16日現在）
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 融資の日から3年以内の据置期間を設けることができ、その間、償還期間の延長可
その他	住宅金融公庫が指定した災害で、地方公共団体から災害復興住宅に関する認定書の発行を受けた者

災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付

貸付対象者	補修に要する額が10万円以上であり災直前の建物価額の5割未満の被害を受けた者。また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	① 耐火、準耐火 640万円以下 木造590万円以下 ② 引方移転費380万円以下 ③ 整地費380万円以下
利率	年2.2%（平成24年4月1日現在）
償還期間	20年以内 (1年以内の据置期間を設けることができる)
その他	住宅金融公庫が指定した災害で、地方公共団体から災害復興住宅に関する認定書の発行を受けた者

(3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、町が実施主体となり、条例に基づき実施する。

災害弔慰金の支給

対象災害	① 県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ② 当該市町村の区域内において、自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	① 上記の災害による死亡者（3月以上の行方不明者を含む） ② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象 遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
支給額	① 生計維持者が死亡した場合500万円 ② ①以外の場合250万円
費用負担	国1/2、県1/4、市町村1/4

災害障害見舞金の支給

災害対象	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者250万円 ② ①以外の場合125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

災害援護資金の貸付

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付け対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 220万円 ② " 2人 430万円 ③ " 3人 620万円 ④ " 4人 730万円 ⑤ " 5人以上 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付け対象 となる被害	① 療養期間が1月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害
貸付け金額	① 世帯主の1月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 "

	③ 住居の半壊	〃	170 (250) 万円
	④ 住居の全壊	〃	250 (350) 万円
	⑤ 住居の全体が滅失若しくは流出	〃	350万円
	⑥ ①と②が重複	〃	250万円
	⑦ ①と③が重複	〃	270 (350) 万円
	⑧ ①と④が重複	〃	350万円
	※ () は、特別の事情がある場合の額		
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間		
利率	年3% ただし据置期間中は無利子		
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。		

2 被災中小企業への融資

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置を実施する。

(1) 県制度融資の貸付

経営安定資金（災害復旧資金）

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの ① 原則として引続き6ヶ月以上同一事業を営み事業税を滞納していない者 ② 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けた者又は、災害の影響を受け、市町村のり災証明を受けた者	
融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合6,000万円）	
融資条件	用途	設備資金及び運転資金
	貸付期間	設備資金10年以内運転資金7年以内
	利率	年1.2%以内（平成18年9月現在）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	月賦償還	据置期間2年以内
申込受付場所	中小企業者は商工会議所及び商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模事業者等設備導入資金助成法によって貸し付けた貸付金（財団法人埼玉県中小企業振興公社が貸与した設備に係る割賦代金を含む。）について、県は償還期間を2年以内において延長するこ

とができるものとする。

イ 埼玉県信用保証協会に対し、り災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

ウ 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

エ 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

オ 中小企業者に対する周知

市町村及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

3 被災農林業関係者への融資

県（農林部）は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、自作農維持資金融通法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。また、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

天災融資法に基づく資金融資

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、しいたけほだ木、稚魚、稚貝、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期間	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額（激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

日本政策金融公庫・農林漁業施設資金（災害復旧施設資金）

貸付の相手方	<p>主要な事業用資産等が災害〔台風、冷害、早ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等〕の被害を受けた農林漁業者</p> <p>（農業）農業を営む者</p> <p>（林業）林業を営む者〔育林業、素材生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業等に限る。〕</p> <p>（漁業）漁業を営む者〔常時使用する従業員の数が300人以下かつ使用する漁船の総トン数が3,000トン以下の者に限る。〕</p>
--------	--

資金使途	(農業) 農舎、畜舎、農産物処理加工施設、保管貯蔵施設、直売施設、農機 具等の復旧、果樹の改植又は補植 (林業) 素材、樹苗及び特用林産物の生産施設、林産物処理加工・流通・販 売施設及び機械等の復旧 (漁業) 漁船、漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、 漁船漁業用施設等の復旧
貸付利率	年0.55%～1.20%〔平成25年8月19日現在〕
償還期限	15年以内（うち据置期間3年以内） ただし果樹の改植又は補植にあつては25年以内（うち据置期間10年以内）
貸付限度額	次の(1)又は(2)に掲げる額のいずれか低い額 (1) 貸付を受ける者の負担する額の80% (2) 1施設当たり300万円（ただし、特に必要と認められる場合は1施設当 たり600万円、漁船1,000万円）
担保	保証人又は担保

※町長が発行する罹災証明書等が必要となる場合があります。

日本政策金融公庫・農林漁業セーフティネット資金

貸付の相手方	主要な事業用資産等が災害〔台風、冷害、早ばつ、土砂崩壊、地震、雪害 等〕の被害を受けた主業農林漁業者 (個人) 農林漁業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農林漁 業に係る粗収益が200万円以上の方 (法人) 農林漁業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方は、又は 農林漁業に係る売上高が1,000万円以上の方
資金使途	農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金
貸付利率	年0.55%～0.85%〔平成25年8月19日現在〕
償還期限	10年以内（うち据置期間3年以内）
担保	保証人又は担保

※町長が発行する罹災証明書等が必要となる場合があります。

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

貸付の相手	被害農業者
貸付使途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・そ の他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・ 畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生 産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年1.8%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等

担保	保証人
その他	当該市町村の被害認定を受けたもの

農業災害補償

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は仮払によって早期に共済金の支払いができるよう措置する。

支払の相手	当該保険加入の被災農家
農業共済 事業対象物	農作物（水稲：20a以上当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）：1箱（10g）以上当然加入、園芸作物（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（ばれいしょ、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

第3 義援（見舞）金品の受入・配分

1 義援金及び見舞金品の受入れ配分計画

義援金及び見舞金品の受入れ配分計画について次のとおり定める。

- (1) 義援金品は、統括渉外部において受付ける。
- (2) 義援金品の配分及び輸送

町は、町社会福祉協議会の協力を得て、県又は赤十字から送付された義援金品を被災者に配分する。

- (3) 義援金品の保管場所については役場庁舎とし、状況によっては別に集積可能な場所を確保する。

第4 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

平成11年度から制度化されたが、平成19年度に住宅再建方法に応じて定額で支給する基礎支援金、加算支援金制度が創設された。

1 被災者生活再建支援制度の概要

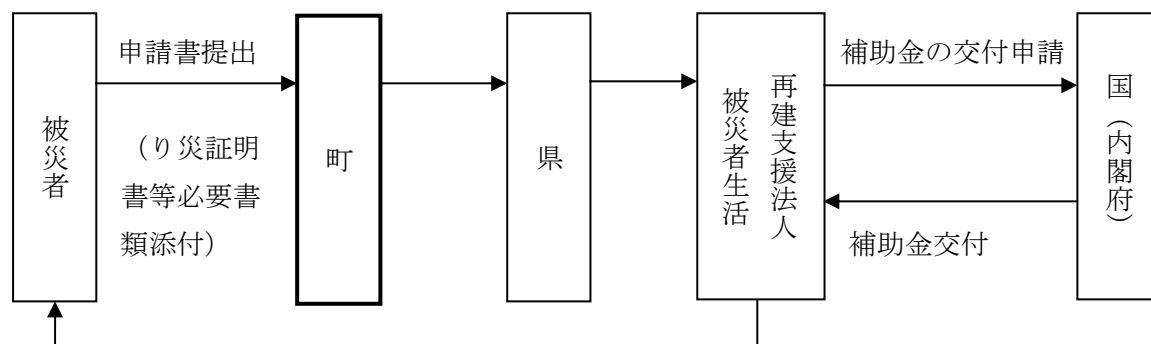
目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の 規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害、又は、対象となる市町村に隣接する市町村（人口10万人未満のものに限る）において、当該自

	<p>然災害により5以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害</p> <p>④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p>
支援対策世帯	<p>住宅が全壊した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯（居住者安定支援制度のみ該当）</p>
支援金の使途	<p>被災世帯が自立生活を開始するために必要な経費として政令で定めるもの なお、大規模半壊世帯は、生活関係経費の支給対象にならない。</p> <p>（生活関係費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災世帯の日常生活に通常又は被災世帯の居住する地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により当該被災世帯の生活に必要な物品の購入費又は修理費 ・住居の移転費 ・住居の移転のための交通費 ・住宅を貸借する場合の借家権の設定の対価 ・自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合に必要となる医療費の自己負担 <p>（居住関係経費）</p> <p>対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る解体及び整地に要する経費（実際に要する経費の70%を超えない範囲） ・被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る借入金関係経費（ローン利子〔借入金の利子で1%を超え3.5%の部分の利率に相当する利子・ローン保証金で、発災後37ヶ月以内に限る〕） ・被災者世帯が住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃等（月額2万円を超える部分を対象とし、発災後25ヶ月以内に限る） ・被災世帯が居住する住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費 ・建築確認・完了検査等申請料 ・表示登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る経費 ・仲介手数料 ・水道加入分担金

支援金の 支給限度 単位：万円	X	世帯の 年収・年齢等	世帯 区分	内訳			合計
				生活関 連経費	居住関係経費		
					うち家賃等		
	全 壊 世 帯	年収 ≤ 500万円	複数	100	200	50	300
			単数	75	150	37.5	225
		世帯主が45歳以上又は要援護世帯で 500万円 < (年収) ≤ 700万円	複数	50	100	25	150
			単数	37.5	75	18.75	112.5
	世帯主が60歳以上又は要援護世帯で 700万円 < (年収) ≤ 800万円	複数	50	100	25	150	
		単数	37.5	75	18.75	112.5	
	大 規 模 半 壊 世 帯	年収 ≤ 500万円	複数	—	100	50	100
			単数	—	75	37.5	75
世帯主が45歳以上又は要援護世帯で 500万円 < (年収) ≤ 700万円		複数	—	25	25	50	
		単数	—	18.75	18.75	37.5	
世帯主が60歳以上又は要援護世帯で 700万円 < (年収) ≤ 800万円	複数	—	25	25	50		
	単数	—	18.75	18.75	37.5		
<p>・全壊世帯で、被災時の住宅が自己所有でない世帯については、家賃等を除き、支給限度額は1/2となる。</p> <p>・要援護世帯とは、重度の身体障害者世帯、母子世帯及び生活保護受給者世帯などをいう。</p>							

町	① 住宅の被害認定 ② 被災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付 ⑤ 使途実績報告書のとりまとめ及び県への送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 災害が法適用となる可能性がある場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災法人への送付 ④ 特定の医療用具等を対象とする場合の申請等
被災者生活 再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 使途実績報告書の受領及び審査 ⑤ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等

支援金の支給手続き



支援金支給（口座振込）

※県では、支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

第4章 警戒宣言

第1節 東海地震に係る警戒宣言の概要

第1 計画策定の趣旨

大規模震災対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、昭和54年8月に駿河湾を震源地とする東海地震について予知が可能であるという前提で、東海地震が発生すれば著しい被害を受けると予想される地域（震度6以上を基準）を地震防災対策強化地域（以下強化地域）として指定した（平成24年4月1日現在、静岡県を中心とする8都県、157市町村）。

埼玉県は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、県防災会議は東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定している。

本計画は、県計画に基づき本町における東海地震の警戒宣言に伴う対応措置を定めるものである。

第2 基本的な考え方

対応に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 1 警戒宣言発令中も都市機能は、極力平常どおり確保する。
- 2 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、町民の生命・身体・財産の安全を確保するため、被害を最小限にとどめるための措置を講じる。
- 3 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間に取りべき対応措置を定めるものとする。なお、地震防災対策強化地域判定会（以下判定会）招集の報道が開始されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のため必要な措置を講じる。
- 4 発災後の対策は、震災応急対策計画により対処する。なお、発災前の対処についても必要に応じて震災応急対策計画により対処する。
- 5 埼玉県の地域は、強化地域でないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対処する。

第3 前提条件

計画策定に当たっての前提条件は次のとおりである。

1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動が盛んな平日の昼間（おおむね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応を考慮する。

2 予想震度

震度は5弱から5強程度とする。

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの措置

第1 情報伝達

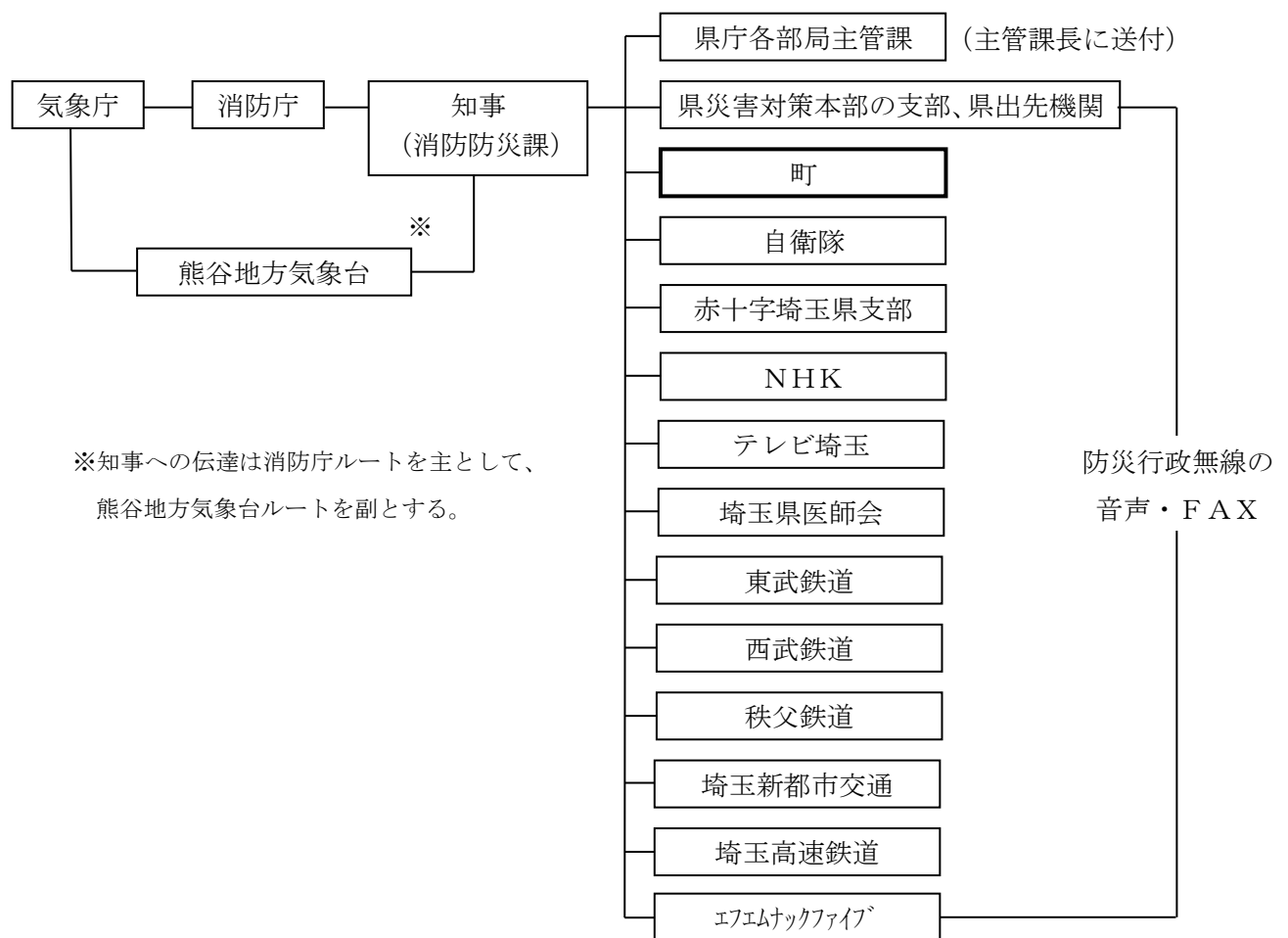
1 方針

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められた場合は、判定会が開催され、地震防災応急対策を緊急に実施すべきかどうか判定されることになっている。そのため、判定会招集に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要な措置を講じる。

2 計画

(1) 県から判定会招集連絡報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関・団体等に伝達する。

(2) 判定会招集連絡報の通知を受けた時は、直ちに県に準じた防災体制として、警戒態勢をとるものとする。



東海地震注意情報伝達系統図

3 伝達体制

町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

4 伝達事項

(1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容

- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- (3) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認める事項

第2 活動体制の準備

東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに県に準じた防災体制をとるものとする。

第3節 警戒宣言に伴う措置

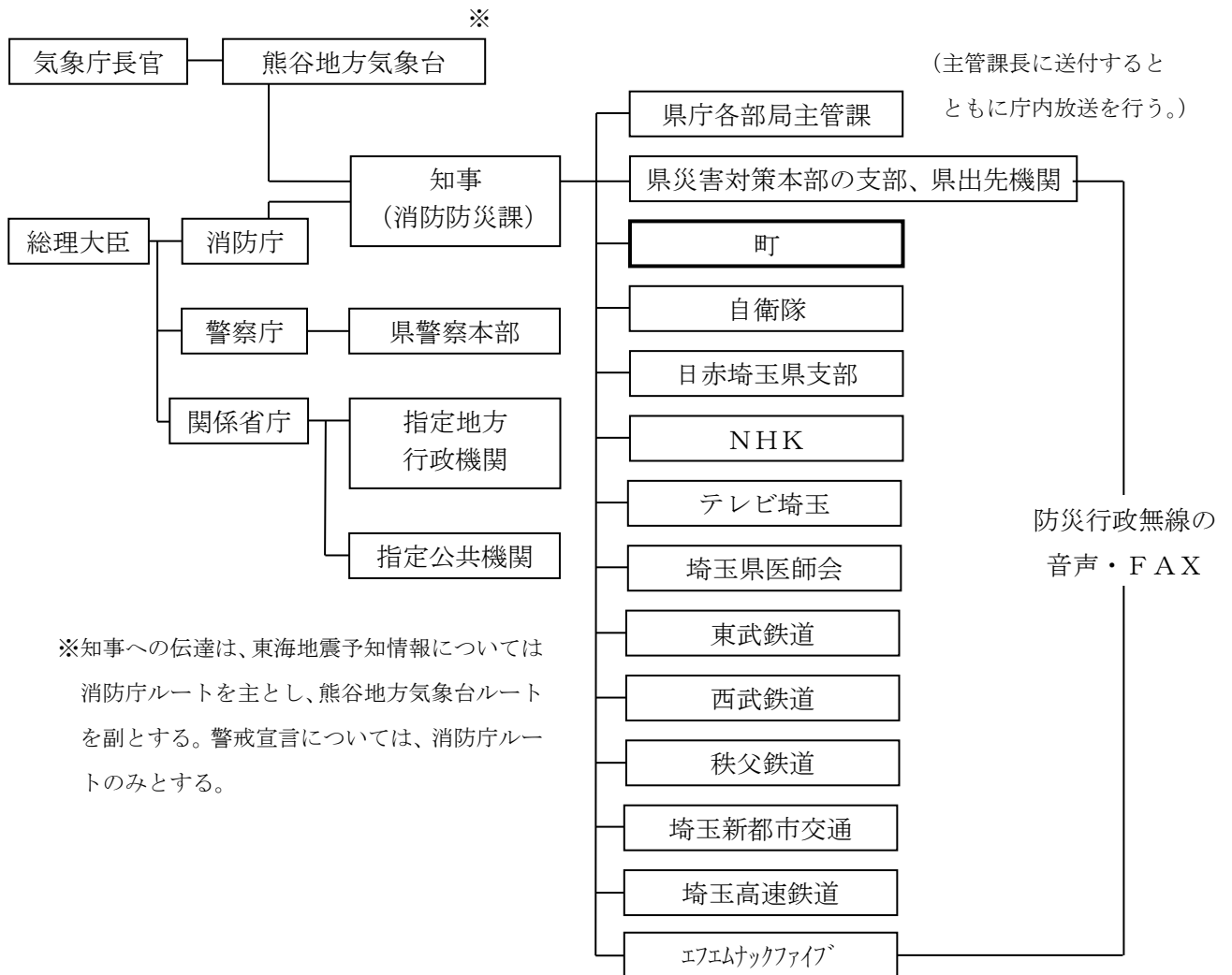
第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達

1 方針

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生の恐れがなくなるまでの間に必要な措置を講じる。

2 計画

- (1) 県から警戒宣言および大規模地震関連通報を受けた時は、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災上重要な機関・団体等に伝達する。
- (2) 町民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。
- (3) 県の体制に準じた体制として災害対策本部を設置し、地震災害が発生した場合に速やかに応急対策ができるように準備する。



※知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルート为主とし、熊谷地方気象台ルートを副とする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図

3 伝達体制

町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

町民に対しては、防災行政無線、文字放送(ケーブルテレビ)、広報車等により伝達する。

4 伝達事項

- (1) 警戒宣言通知文
- (2) 東海地震予知情報に関する情報文
- (3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- (4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- (5) その他必要と認める事項

第2 活動体制

県の体制に準じた体制をとり、地震災害が発生した場合、速やかに応急対策ができるように準備するものとする。